

2021年1/25(火)

p.1

22目標 Q&Aセミナー 論文専攻生のポイント ・ 参考資料集 (論文再スタート生/12→8月生向け)

New!→ ■論文答練の準備・受け方・復習方法 p.2

1/12Q&Aセミナーから再掲 ■論文アクセスの復習方法 p.3

11/22再スタートHRから再掲 ■論文再スタート生 今の時期のポイント p.4

12/14短答後HRから再掲 ■12→8月 今の時期のポイント p.7

12/14短答後HRから再掲 ■論文式試験 各科目のポイント p.10

12/14短答後HRから再掲 ■論文式 偏差値が凹む原因例と防止策 p.23

New!→ ■論文直前期 配分例 p.27

1/12Q&Aセミナーから再掲 ■会計学法令基準集の使い方 p.29

※5→8目標の方向けのポイント・短答対策等参考資料は、下記別途レジュメ有り

<本日の配布物>

①事前質問まとめ 「Q&A議事録」

②論文専攻生のポイント・参考資料集 (本レジュメ)

③5月→8月生のポイント・参考資料集

論文答練の準備/受け方/復習方法

p.2

(1) 準備/受け方 ※ボールペンを使用。枠外に記載すると採点除外となるおそれ。

【計算・理論科目共通】

- 大問ごとに平均を死守する。大問ごとに得点比率(≡偏差値)が付く。
- 時間配分に注意！大問1つについて、1時間を超えないようにする。
- 素点ゼロの大問は、得点比率(≡偏差値)が例外的にゼロとなる。必ず1点は取る。

【計算科目】

事前準備（理解や正確性・スピードが足りない論点の向上&メンテナンス）
↓
問題文・資料を概観し、問われている値・必要な手順を整理する。
↓
比較的易しい箇所を正確に解く。時間配分を意識。解き切ろうとしない。

【理論科目】 3月末までの目標…理解&キーワードを1つは使って説明できるように。

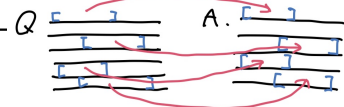
事前準備：テキストで論点の理解、まずは1つだけでもキーワードを使えるように何度も想起。論理の構成要素の個数をおさえる（順を追って説明できる）

↓
問題文を読み、問われていることを整理する。
本試験では、「答練が当たった！」と思った時ほど要注意。
論点を早合点しない。問題文・状況設定から、問われていることを見定める。

↓
問に対して素直に丁寧に答える。

- 「過」不足なく答える。解答行数が余っても、余事記載で埋めない（問われていないことまで記述すると減点対象となるおそれあり。）。
- 応用的な問題は、時間を掛けすぎないように、時計を見てから解き始める。解答の出だし「～については、」の部分と、結論部分を問題文から引用する。問題文の誘導に従い（「～に照らして」「～の観点から」「～を踏まえて」など）、テキストの基本的な考え方に基づいて理屈を0.5～1行ほど「～であるため、」として示し、問題文からの結論部分引用で締める。
- 時間が無い時は「～ため、本問のように扱う。」など、処理の結論部分を短縮バージョンで締める。

(2) 復習時



- 論点ズレの原因となるため、答練の模範解答を丸暗記しない。
あくまで試験中の行動(解答の組み立て方)や試験前の過ごし方の修正材料とする。
- コピーまたは写真を撮ってから提出。「採点シート」を参考に自己採点してみる。
- 問題文と模範解答を見比べて、問いと答えの対応関係を分析する。
- 出題された箇所をテキストに反映。何度も書いて解き直す必要はない。
気がつけなかった論点・出てこなかったパーツ・キーワードをテキストで強調。
- 返却された答案と、自己採点を比較して大きな乖離がないかチェックする。
- 計算科目は丸ごとの解き直しは基本的には不要。気に入ったら回転用教材としてもよいが、回転期間や難易度には注意。網羅性はテキストで確保。

解説冊子も

ア財(1) B46-1

ファミリー

<TAC>無断複写・複製を禁じます(20年合格目標)

アクセス財務会計論第1回(論文式)解答

[解答時間: 60分]

Y O株式会社(以下、当社とする)の当期(自X3年4月1日 至X4年3月31日)に関する次の[資料]を参照して、問1～問4に答えなさい。

問1 当期の財務諸表における以下の科目の金額(単位: 千円)を、答案用紙の所定欄に記入しなさい。

- | | | | |
|--------------|----------------|----------------|-------------|
| ① 退職給付費用 | ② 株式報酬費用 | ③ 租税公課 | ④ 機械装置減価償却費 |
| ⑤ リース資産減価償却費 | ⑥ 利息費用 | ⑦ 受取配当金 | ⑧ 有価証券利息 |
| ⑨ 有価証券評価益 | ⑩ 支払利息 | ⑪ 有価証券売却損 | ⑫ 為替差損 |
| ⑬ オプション損失 | ⑭ 法人税等(税効果調整後) | ⑮ 為替予約 | |
| ⑯ 繰延税金資産 | ⑰ リース債務(流動) | ⑱ 未払法人税等 | |
| ⑲ 退職給付引当金 | ⑳ 資産除去債務 | ㉑ その他有価証券評価差額金 | |
| ㉒ 繰延ヘッジ損益 | | | |

問2 [資料Ⅲ] 6. の①～③に当てはまる金額を、答案用紙の所定欄に記入しなさい。

[資料Ⅰ] 解答上の留意事項

- 計算過程で千円未満の端数が生じた場合は、最終数値を四捨五入すること。
- 特に指示がない場合は、当座より取引が行われているものとする。
- 直物が替レートは以下のとおりである。

X3年3月1日 99円/ドル	X4年2月1日 87円/ドル
X3年3月31日 95円/ドル	X4年3月1日 88円/ドル
X3年4月1日 94円/ドル	X4年3月31日 86円/ドル
X3年8月31日 91円/ドル	当期期中平均 90円/ドル
- 答案用紙の記入にあたり、解答すべき金額がゼロの場合には「0」を記入し、貸借対照表における純資産の減少項目には「△」を付すこと。
- 問題文から判明する以外の事項は考慮外とする。

消せるペンで
マーク
特に
解題に
箇所.

初見時赤.
2回目青
3回目緑
4回目紫

* 他のパターンで
出ても解けるのか
テキストに戻る.

一部
2回目の解き直し



029-6302-1094-15

初見時
↓

4回目

3回目

2回目

1回目

<TAC>無断複写・複製を禁じます(20年合格目標)

ア財(1) B46-9

[解答] 問1 44点+ 問2 3点+ 問3 2点+ 問4 1点=50点

問1 2点×22箇所=44点

2回目もミスして2点

① B 14,815	② A 1,809	③ A 18,000
④ A 20,118 for rep	⑤ B 8,203	⑥ A 48
⑦ A 200 受取	⑧ B 7,360	⑨ A 300
⑩ B 12,959	⑪ A 280 有去損	⑫ B 4,700
⑬ A 600	⑭ C 217,533	⑮ A 2,850
⑯ C 63,840	⑰ B 7,806	⑱ A 253,500
⑲ B 8,000	⑳ A 1,729 ARO	㉑ A △ 455 そとが
㉒ A 520 41,110		

X... 解いてミス

... とはした。
時間足りず

問2 1点×3箇所=3点

① A 120	② A 49	③ A 744
---------	--------	---------

問3 1点×2箇所=2点

② A 40	③ A 735
--------	---------

問4 1点

A 3,040

初回時.
B・Cを
1問ずつ
解いて
Aに5問着
でず。

dep. 受取 元取状.
3≧2
5とまち

1問解いて 1問解いて 1問解いて
A 11 B 19 C 7
2点

問題を読む際の判断. 時間配分を見直す.

とばした難易度A(時間があれば解けたのか試す)

年末/年明け以降4月下旬頃までのポイント

2022年1/25(火)論文専攻生向け資料集

1. 採点前本試験答案を分析する。

問題文と解答予想・自分の答案を見比べる。理論で問いに答えられていたか。

p.4

※2・3月頃のオンラインセミナーで、2021年度合格者答案の分析を行う予定です。

2. 4月の論文全国模試1回目で

下振れしても全科目・全大問で平均を確保できるように、
各科目ある程度照準を合わせる。インプット強化、覚えるべき知識の特定、アクセス・答練でアウトプット練習。
自分なりに積み残しが無い状態に。

3. 理論科目のインプット強化を進める。

苦手な論点について、web論点別講義や質問を活用。
テキストの内容が自信を持って説明できるか。※インプット面で少しでも不足を感じる論点については、計算との兼ね合い
も見つつ、web論点別講義を受講（集中できない時間帯など）。

4. 過年度答練の解答を覚えない。テキストでインプットする。

■論点ズレの原因となるため、答練の模範解答を丸暗記しない。

あくまで試験中の行動（問題文の読み取り・問いへの答え方）や、
試験前の過ごし方の修正のきっかけとする。

■テキストで理解した材料を使って、問題文に対して素直に答える練習をする。

3月頃までの答練は、暗記というよりもテキストの理解・問題の読み取り・
応用力を意識する。

（テキストの文章理解を固めた結果として、暗記の精度が高まるのはOK）

■過年度の答練は、基本的に封印する。

（例外：1月の論文アクセス開始時期までの計算科目過年度論文アクセスや、
余程気に入っている計算短答アクセス）<論文全国公開模試 第1回> 平日クラス 4/26(火)～28(木)
土日クラス 4/30(土)・5/1(日)<論文全国公開模試 第2回> 平日クラス 6/28(火)～30(木)
土日クラス 7/2(土)・3(日)

成績通知書 分析例

2022年1/25(火)論文専攻生向け資料集

2020年度 8月→11月論文

p.5

令和02年 公認会計士試験論文式試験成績通知書																
免除資格を取得した科目については、得点率の欄に「※」を表示しています。																
免除資格を取得した科目がある場合には、論文式試験一部科目免除資格通知書を別にお送りしています。																
科目区分	会計学		監査論	企業法	租税法	経営学	経済学	民法	統計学	総合						
得点率	52.81		49.15	48.95	55.75	49.30	-	-	-	51.65						
問別得点 (調整後)	一	25.65	四	42.5	一	22.6	一	23.25	一	24.05	三	-	五	-	七	-
	二	27.75	五	32.4	二	26.55	二	25.7	二	31.2	二	25.25	四	-	六	-
	三	30.15														
順位	114位		436位	479位	4位	484位	-	-	-	43位						

令和2年51.8で合格。

偏差値 (数字 ÷ 配点)

不合格者の
中での順位

会計学

最後の模試で
43だった。
テキスト
回めたら
伸びた。

監査論

特に
答案分析。

最後の模試で33。

2項業務は
書いた。
意外と
采られた。

管 { 一 25.65 / 50 ... 51.3
二 27.75 / 50 ... 55.5

一 22.6 / 50 ... 45.2
二 26.55 / 50 ... 53.1

財務 { 三 30.15 / 60 ... 50.25
四 42.5 / 70 ... 60.7
五 32.4 / 70 ... 46.28

企業法

聞かされたことか
わからず。

一 23.25 / 50 ... 46.5

二 25.7 / 50 ... 51.4

質問
テキスト
Web論
点別
講義

丁寧に
あてはめ
た。

租税法

計算
P/L
1/20

理論△合併の
極い。

計算処理の穴埋め「時価」など△
あと20分くらい。

理論 一 24.55 / 40 ... 61.37

最後の模試で
偏差値35。

要約系と答練
毎日やっていた。

計算 二 31.2 / 60 ... 52

最後の模試で
偏差値40。

法 角早きやかった。
P/L やりやすかった。

さらに
稼ぎ科目に
する

経営学

ピーク
合点

一 24.05 / 50 ... 48.1

二 25.25 / 50 ... 50.5

模試よりは解きやすかった。

12月→8月の場合のポイント

12/14 HRシミュXから再掲

2022年1/25(火)論文専攻生向け資料集

■**財務計算・管理計算が苦手な場合、最優先で固める。** 1月半ばから始まる論文アクセスをペースメーカー・計算力強化に活用する。 p.7

■~~ボーダーが気になったり短答後の疲れで勉強が手に付かない場合、租税法・経営学講義の受講を進める（仮に5月を受ける場合でも、ある程度進めておきたい）。~~

校舎でライブ講義を受ける場合は、週2租税、週1経営講義が目安。

■理論科目について、**テキスト論文論点を中心として、理解強化・覚えるべき知識の特定を行う。** テキストの内容を理解・納得した上で、自信を持って理屈を説明できるようにする（最初はざっくりでOK）。

■じっくりインプット確認をしたい科目があれば充てる。

※本試験・模試前は毎日全科目触れたいが、3月末頃までは不要。大きく足りない科目に注力してもよい。

できれば毎日取り組みたい科目を挙げるなら…

ex.

◎配点が高い財務理論

◎苦手意識があれば財務計算・管理

◎財務/管理に苦手意識がなければ、租税法の特に法人税テキスト①

■論文アクセス/答練でアウトプット練習を行う。答練の模範解答をそのまま覚えようとしない。試験中の行動や試験前の過ごし方についての修正材料とする。あくまでインプットはテキストで行う。

（上記ポイントまでは前ページと共通）

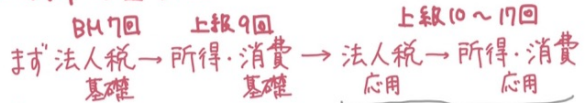
■4月下旬の論文全国模試1回目で、**下振れしても全科目・全大問で平均を確保できるように、各科目ある程度照準を合わせる。**

■**租税計算（特に法人税）と財務理論・財務計算は配点が高いため、厚めに取り組んでもOK。**

20-10/2
X4-6回

12月→8月のスケジュール目安

* 租税計算の重要度



受けておく理論で稼げる。計算は試験に時間

午に固める対象 (+ 理論3回分) に余裕があれば解く。

テキスト+アクセスを完璧に & 答練で取捨選択の練習

12月 <12月短答以降の講義>

租税

BM7回 法人税基礎

経営学

計算10回

上級20回

(9+8+理論3回)

理論7回 (3月までに4回、6月に3回など)

論文対策講義

梅田収録版は

input強化の科目も

input強化

質問コーナー活用

所得・消費基礎 法人税・所得・消費 応用

(論文対策講義)

全8回など?

論文論点1回

Output強化

(通常のアクセス)

答練が優先)

3月中までは

出題範囲の指定あり

自習時は

まんべんなく取組む

ex. 監査4~5週間ほど

財務・企 4~5週間ほど

5月短答は

2月頃 出願

3月末まで

理解重視

(基礎概念は)

使えるようにする

忙

1月

2月

3月

Output強化

論文基礎答練1

主に1月中旬から

2:3週間おき

論文基礎答練2

2:3週間おき

論文基礎答練3

論文応用答練1

応用力・思考力

論点横断の問題

論文応用答練2

問題文の

読み取り、

問への素直な

答え方を

身につける。

応用的な問題での

部分点の取り方、

時間配分の練習等

1年半は~

財務計算・管理

論文アクセス1~10

出題範囲の指定あり

易い箇所を探して

正確に解く練習

租税法アクセス1~9

出題範囲の指定あり

手が回っていない場合は

テキストを横に置いて

あてはめて解く。

租税法・経営学

論文基礎答練1~3

計算のみ

経営は2回

租税法・経営学

論文応用答練1.2

理論分野も出題

4月

照準を合わせられるか? まずは

下を必ず

平日7時 4/26~28(火~木)

土日7時 4/30~5/1(土・日)

論文全国公開模試1

全大問で下振れしても平均以上を確保

(input強化)

5月

(理論補強答練1) 応用力・思考力

(理論補強答練2) 論点横断の問題

アクセスが

止まるため、

5月の計算科目のOutput強化は

論文対策講義も適宜活用

5月短答合格者と比較して、各科目アドバンテージを確保できるか?

中だるみに注意! 回転開始させてOK.

5/29(日)短答式本試験 → 6/24(金)頃

合格発表

論文直前期!

6月 論文直前講義 各1回ずつ

出題範囲

指定なし

論文直前答練1

論文直前答練2

論文直前答練3

論文直前答練4(監・企のみ)

7月

論文全国公開模試2

全科目。満足水準まで持っていくか?

論文直前答練3

論文直前答練4(監・企のみ)

回転期 4.5週間ほど

テキストを大事に。

計算科目、暗記詰め

8月

8/19-20-21(金・土・日)論文式本試験 → 8/28(金)合格発表

財務・管理

論文アクセス11~14

管理は出題範囲

の指定なし

租税法アクセス

10~11

出題範囲

の指定あり

租税は

テキストとアクセスでミソ

答練で取捨選択等の

練習。

全科目

1~2週間内1回など。(暗記系は頻度up)

平日7時 6/28~30(火~木)

土日7時 7/2・3 (土・日)

忙

全科目

満足水準まで持っていくか?

本試験を想定して直前・当日の過ごし方を

試す

12月短答以降の講義・答練

p.9

■各科目答案作成ポイント講義（15分ほどずつ）

■租税法

基礎マスター講義 7 回（法人税基礎）

上級講義（～上級 5 回目頃所得基礎、～上級 8 回目消費基礎、応用論点～17回目、理論 3 回分）

■経営学 基礎マスター・上級講義全17回ほど（計算10回、理論 7 回）

■財務計算・管理 論文アクセス14回（1月～3月で10回、6月で4回など）

論文形式に慣れる。簡単な箇所を探して正確に解く練習。

のちに、テキストと併せてメンテナンス教材とする。

■租税アクセス11回（2～3月で9回、6月で2回など）

■論文答練

基礎答練 1～3 … 1月～2023年2月前半

応用答練 1・2 … 2月後半・3月など

直前答練 1～3（企業・監査は4回目あり）… 6月・7月前半

■論文全国公開模試 第 1 回

平日クラス 4/26(火)～28(木)

土日クラス 4/30(土)・5/1(日)

■論文全国公開模試 第 2 回

平日クラス 6/28(火)～30(木)

土日クラス 7/2(土)・3(日)

■論文直前講義 各科目 1 回ずつ（6月第1週目など）

■論文対策講義 各科目 7～8 回など（12/13～）

主にアウトプット対策強化のための講義。通常の答練やアクセスが優先。

※監査論論文対策講義は、事例問題対策のため基本的に論文初年度生も受講する。

※関西収録版は、一部インプット強化の科目あり。

<論文式試験 各科目のポイント> *大問ごとに偏差値が出る。 p.10

2022年

8/19(金)

10:30-12:30

監査論(100点)

テキストで基礎概念・手続の流れを理解。目次を見て論点思い出せるか。

論文問題集の論点は説明できるように。特に「point」部分やテキストゴシック体(一部監査報に記載あり)

問題文を引用しつつ、素直に答える。

事例問題は「型」をおさえて現場対応。

監査論は特に初年度生も論文対策講義を受講

14:30-16:30

租税法(100点)

理論40点

計算60点

法 30点
所 15点
消 15点

法人税テキスト①が最重要。

次に所得税・消費税の基礎論点。

理論は理論テキスト、答練での出題箇所を「要約条文」へ一元化。

8/20(土) **会計学(300点)**

10:30-12:30

午前(**管理会計**) 25分×4問など。

テキストで基礎概念や計算処理を理解。テキストを閉じても説明できるように。

計算は、テキストを思い浮かべながら資料を整理し、難易度の易い箇所を正確に解く。

大問ごとに平均を死守。

cf. 2021 平均 第1問 22点ほど、
第2問 8-9点ほど

14:30-17:30

(3時間)

午後(**財務会計**) 55分×3問 など

理論 論文確認問題 暗記
① 順序立てて、キーワードを答える
② 使いつつ素直に答えらるか?
③ 応用的な問題で基礎概念を使いつつ自分なりに答えらるか?
論文で最重要
論理構成を分析
解答の出だし・締めは問題文を引用

計算 テキスト例題レベルを解けるように。
時間配分に注意。理論とひもづける。

8/21(日)

10:30-12:30

企業法(100点)

問題の読み取りを問題文から。テキストの理解。
「問題の所在」

答練で練習

1. 論点に気づけるか?

2. メイン条文を挙げらるか?

3. 適切に論理が組立てらるか?

*あくまで

理解・inputは要件の暗記。

テキストで。(テキスト太枠内定義は加減要素)

14:30-16:30

経営学(100点)

戦略組織論 50点

ファイナンス(計算) 50点

理論は単語暗記。1日5-10分ほど

ファイナンスはテキスト年末問題や問題集レベル1のような難易度の易い問題でケアレスミスせず正確に解けるかが勝負

<理論 解答作成のポイント> []内... 解答で引用する部分

ex. <テキスト>

「Bとすべき」
1 ① Aについては、¹この観点からは、
② 甲であり、乙と²考えられる。また、
2 ③ Dの観点からは、²〜と考えられる。
そのため、Aについては、Bとすべきと
いわれるが、制度上は、コンバーテンス
結論 { の観点から、Xとすることとされている。

問: [Aについて] [Bとすべきといわれる]。その理由を
[この観点から]説明しなさい。

答: [Aについて]は、[この観点から]は、〜ため。
[Bとすべきといわれる]。

短縮ver: 「本問のようにいわれる。」

テキスト
理を
部分

<目指すこと>

<避けること>

<具体的な対策>

① 問いに素直に答える。

論点ズレ

問われていないことを
説明してしまう

ex. Aについて、Xとする方式には
問題がある。

解答の出だしと締め
は問題文を引用。

「[Aについて]、〜ため、
[Bとすべきといわれる]」

② 過不足なく答える。

余事記載

問いと直接関係のない
ことを書き足して減点

ex. Aについては、この観点からは〜である
ためBとすべきといわれるが、制度上は、
Xとすることとされている。

問題文で
最後を締める。

1・2行余ってOK。

③ 問題文の指示に従う。

ex. 「この観点から説明しなさい」

指示に従っていない
(論点ズレ、余事記載)

ex. Aについては、この観点からは〜であり、また、
Dの観点からは〜であるため、Bとすべきといわれる。

「〜の観点から」
「〜に照らして、」
「〜を踏まえて、」
「〜ではなく、」
「〜と比較しながら、」
などの指示に
マーカー。

<目指すこと>

④ 大問ごとに平均点以上

⑤ 典型論点はキーワードを使う。

⑥ 応用的な問題で1.2点ずつ部分点を積み上げる。

⑦ 順序立てて丁寧に説明する。

⑧ 形式上のルールを守る。

⑨ 一文一意。
短い文を積み上げる。

<避けること>

いずれかの大問に1h以上かけてしまう

典型論点でキーワードを使わず減点

典型以外白紙

論理飛躍

Aについては、Cの観点からは、
 × Zと考えられるため、Bとする。
 ↓
 ○ 甲であり、Zと考えられるため。

× 箇条書き、体言止め
 × 1字下げをしていない不適切な改行

一段落の途中で改行している

1字下げしていない
 Aについては、Cの観点からは、
 甲であるため、Zと考えられるから。

文をきちんと
 終えていない
 ex. 「～ため。」 「～こと。」
 「～という考え方。」モ△

<対策> p.12

大問ごとに
 Max 55分と考える。
 ex. 企業 15~20分構成 → 35分
 解答書込み

答練で出た論点には
 全2 シーロ

部分点狙いのフォーマットを作る。
 (問題文を3用)

[Aについては、] ため、[Bとする]

テキストで
 論理構成をまずおさえる。

ex. ~の理由

①

② (1)
(2)

ルールを守る

Aについては、Cの観点からは、甲であるた
 め、Zと考えられる。そのため、Bとすべきと
 いわれる。

3行以上の長文となり、途中で
 主語述語の関係が崩れる

1.2行の短い文を
 積み上げて説明する。

<よく使う接続詞>

順接

～ また、～。さらに、～。

第1に、第2に、第3に (財経理論では解答数が少ないためあまり使用しない)

逆接

しかし、

たしかに、～ しかし、

理由

特に
よく使う

～ であるため、

～ であるため、

～ であることから、

～ であるので、

「～ ため」は使わない。

↑ 「～ ため、～ ため」と続かないようにする際に使う。

ex. 「～ ため、～ であるから。」

規範定立にあてはめ ～ とすべきと考えられるこの点。～

p.13

<読みやすく書くコツ>

漢字は
行幅の80%

漢字やキーワードは大きめに書く

平仮名は
行幅の50%

下側の線に付けて字を並べる

<暗記のコツ>

・共通/対立する考え方を同時におさえる
(テキストの表の左側・右側など視覚で抑える)

理由
①
②

・理屈が何段階に分かれているか、書くべき項目数をまず覚える

・特に覚えたい箇所に青マーカーを引きながらテキストを読む

・キーワードの頭文字を意識して覚える

ex. 実現主義とは…き ざえ た げ と

・重要定義は単語カード作成 (集中できない時に数枚ずつ作成)

・単語カードを片手に散歩しつつ、暗唱
(体を動かしながらの方が暗記が進む人が多い)

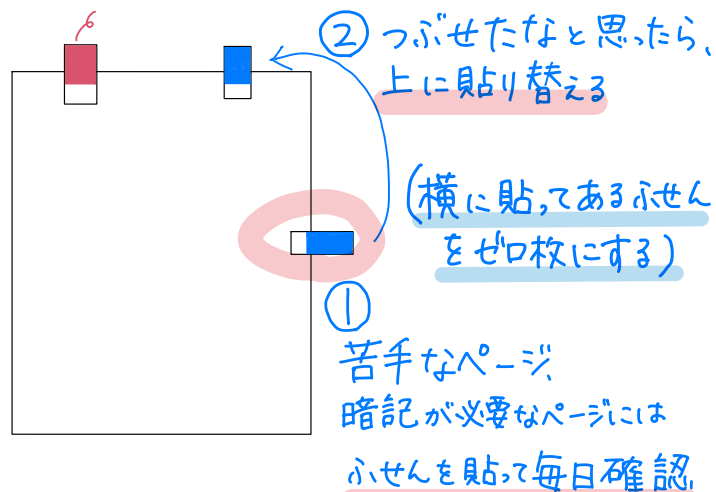
・テキスト見出しだけを見て説明・暗唱

・録音してシャドウイング (音声を聞きながら少し後追いでつぶやく)

・ある程度覚えたら書き出してみても添削
(青ペンを使用すると暗記に◎、メモは見返す)

<ふせん使用例>

前々日・前日に確認するページには
目立つ色のふせん



テキストの目次を見て。他の科目にも共通
テキストページの構成や
論点が思い出せるか？
テキスト

p.14

《目次》

第1章 財務諸表監査総論	
第1節 財務諸表監査の歴史	2
1 職業的専門家による会計監査の歴史	2
(1) 精細監査	
(2) 貸借対照表監査	
(3) 財務諸表監査	
2 我が国の公認会計士監査制度の歴史	4
(1) 金融商品取引法監査制度	
(2) 会社法監査制度	
【研究】三様監査	
第2節 監査基準	8
1 監査基準総論	8
(1) 監査基準の定義	
(2) 監査基準の必要性	
(3) 監査基準の性質	
(4) 監査基準の効果	
(5) 期待ギャップの解消問題	
2 我が国の監査の基準	12
(1) 我が国の監査の基準の体系	
(2) 監査基準委員会報告書の構成 ～要求事項と監査手続	
第3節 財務諸表監査の理論	14
1 財務諸表監査の必要性と目的	14
(1) 財務諸表監査の必要性	
(2) 財務諸表監査の目的	
【研究】監査人の絶対的な目的	
【研究】目的基準の新設	
(3) 適用される財務報告の枠組みと意見表明の形式	
2 財務諸表監査の前提	20
(1) 二重責任の原則	
(2) 監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提	
(3) 監査の前提条件	
3 財務諸表監査の機能	22
(1) 批判的機能と指導的機能	
(2) 保証機能と情報提供機能	

第1章 財務諸表監査総論

第2節 監査基準 ～監査基準論

我が国では、現代的大財務諸表監査制度の成立に際する歴史的な経緯を概観したが、財務諸表の明示が前提として成立するために、財務諸表の作成において監査者が遵守すべき規範として公認基準が設定されている必要があると同様に、財務諸表の監査が前提として確立するために、財務諸表の監査において監査人が遵守すべき規範として監査基準が設定されている必要がある。

1 監査基準総論

- (1) 監査基準の定義
監査基準の意義について、企業会計基準委員会が公表する監査基準の設定基準は、以下のようになっている。

監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを帰納的に整理して、職業的監査人、財務諸表の監査を行う者に、法令によって強制されなくとも、確にこれを遵守しなければならない。

- (2) 監査基準の必要性

財務諸表監査によって財務諸表の社会的信頼性が確保されるためには、まずもって財務諸表監査自体の社会的信頼性の確保されなければならない。
しかし、社会的影響力の極めて大きい現代の財務諸表監査にあつては、監査人と利害関係者との間に人的信頼関係はなく、利害関係者が監査人に対する個人的信頼に基づく監査結果を信頼することは期待し得ない。また、監査人の能力と経験にも差異があるため、監査の一切をあげて監査人の主観的な判断に委ねたのでは、その証明水準が一定に定まらず、利害関係者は、これを無条件に信頼することができない。そのため、社会的信頼を受けるに足る証明水準を具備する監査人が実施されることを制度的に担保することが必要となる。
また、監査人の信頼性を高める制度の構築とにない場合、監査人は、従来に遡る責任を負ふ必要がありそれらが、財務諸表監査は制度的に安定しないこととなる。そのため、監査人の責任の範囲を明確ならしめることが必要となる。
つまり、監査の証明水準を担保するとともに監査人の責任範囲を明らかにして監査の社会的信頼性を維持し高め、もって監査制度を確立し、円滑な運営を図るために、監査関係者の利害を妥当に調整して監査基準を設定することが必要となるのである。

- (3) 監査基準の性質
従前の監査基準の定義から、監査基準が以下の性質を有していることを書くことができる。
① 実証可能性
監査基準は、監査実務における慣習に基づいて、帰納的に設定されるものであることから、監査人が実務の現場においてこれに準拠した監査を実施することができるという実証可能性を有している。
② 非受動性
監査基準は、企業外部の利害関係者、監査人、被監査会社、字者といった監査関係者の代表者の集まりによって偏りなく設定されていることから、いかなる監査関係者からも公正妥当なものとして受け入れられるという公正妥当性を有している。
③ 強制性
監査基準は、社会的信頼を受けるに足る水準の監査を実施するための監査人の行為規範であり、その存在とこれに反する行為の実施が監査制度の社会的存在基礎となることから、監査人が実務の現場において規範として従うべき規範性を有している。

- (4) 監査基準の体系
監査基準は、明かに設定・公表されることにより、企業外部の利害関係者、公認会計士、被監査会社といった監査関係者の各々に対して、以下のような規範をもたらす。
① 企業外部の利害関係者は、公認会計士と監査の内容と結果を正しく理解し、最大限の過小評価による誤解を避けることができる。ひいては、財務諸表監査の社会的信頼性が確保されることになる。
② 公認会計士は、社会的に期待される監査水準を実現し、自らの社会的存在を確立することができる。また、知能なる内容と必要の成果を行使し監査人としての責任を果たしたことになるのか、という責任範囲が明確化されることになる。
③ 被監査会社は、公認会計士が行う監査業務の内容と性質を知ることもできる。これに伴い、被監査会社は、監査に対する無用な不安・疑念から解放され、また投入能力体制を確保することができる。

上記性質・機能に見るように、監査基準は、監査関係者の間の利害を妥当に調整し、財務諸表監査の制度的確立の基礎として機能するものである。こうした監査基準の利害調整機能については、監査基準の解説文において、以下のように示されている。

監査基準の存在は、従来に監査人を制するものでないとして、むしろ監査人、監査人及び一般関係者の利害を合理的に調整して、監査制度に信頼する基盤を与え、その円滑な運営を図ろうとするものである。

論文問題集

第1章 財務諸表監査総論

第2節 監査基準

- 1-2-1. 監査基準とは何か、またそれを設定する必要性について説明しなさい。

- 1-2-2. 監査基準の基本的な性格を3つ挙げ、それぞれ説明しなさい。

- 1-2-3. 監査基準を設定することには、利害関係者、監査人及び被監査会社のそれぞれに対してどのような効果があるか、説明しなさい。

- 1-2-4. 期待ギャップとは何か、また期待ギャップを解消する必要性及び方法について説明しなさい。

【重要コンセプト】 監査報に記載があるものは項番号の表記あり

期待ギャップ

一般に公正妥当と認められる監査の基準と一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
要求事項と適用指針

第3節 財務諸表監査の理論

- 1-3-1. 経営者が作成する財務諸表について監査が必要とされる理由を説明しなさい。

- 1-3-2. 監査基準が明確にしている適正意見と虚偽表示との関係について、その理論的な背景とともに説明しなさい。

- 1-3-3. 財務報告の枠組みの分類には、以下の①及び②がある。それぞれどのような分類であるか説明した上で、①と②の対応関係について説明しなさい。
① 一般目的と特別目的
② 適正表示と準拠性

- 1-3-4. 一般目的の財務諸表の適正性にに関する意見の表明を想定してきた監査基準について、平成26年に行われた改訂の背景と概要を説明しなさい。
- 1-3-5. 二重責任の原則とは何か、また、二重責任の原則に基づく責任区別の明確化は、監査人及び経営者の各々にとってどのような効果と益を及ぼすか説明しなさい。

- 1-3-6. 指導的機能とは何か、また、その機能を発揮することが求められる背景について説明し、さらに、その発揮が二重責任の原則に反するものではない理由を説明しなさい。
- 1-3-7. 情報提供機能とは何か、またその機能を発揮することが求められる背景について説明し、さらに、その発揮が二重責任の原則に反するものではない理由を説明しなさい。

は じ め に

本問題集は、①基本論点確認問題及び②過去問演習から構成されており、各々の意図及び利用方法は以下のとおりである。

① 基本論点確認問題

基本論点確認問題は、論文式試験に向けた対策の足がかりとして、最低限解答できるようにしておきたい内容を確認するための材料として用意している。論点によっては模範解答が現状の試験では想定されない長い記述となっているものもあるが、まずはポイントとして示されている骨組みを押さえ、その上で少しずつ肉付けして周辺の記述・表現への理解を深めるようにしてほしい。

なお、基本論点確認問題は、これのみを対策としておけば論文対策として十分となるようには作成されていない。あくまで今後のより応用的な問題に向けた地盤固めの位置付けであるものと理解してほしい。また、論文答練や論文式試験で類似の論点が出題されたとしても、問われ方次第で解答の在り方は変わってくるため、本稿を通じて頭に入れた内容をそのままに吐き出すのではなく、「その」問題文に適合する解答を模索する姿勢を持つように注意してほしい。

論文問題集

第2節 監査基準

第2節 監査基準

- 1-2-1. 監査基準とは何か、またそれを設定する必要性について説明しなさい。

監査基準とは、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納的に整理して、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当り、法令によって強制されなくとも、常にこれを遵守しなければならない規範である。
財務諸表監査によって財務諸表の社会的信頼性が確保されるためには、まずもって財務諸表監査自体の社会的信頼性が確保されなければならない。

しかし、社会的影響力の極めて大きい現代の財務諸表監査にあつては、監査人と利害関係者との間に人的信頼関係はなく、利害関係者が監査人に対する個人的信頼に基づく監査結果を信頼することは期待し得ない。また、監査人の能力と経験にも差異があるため、監査の一切をあげて監査人の主観的な判断に委ねたのでは、その証明水準が一定に定まらず、利害関係者は、これを無条件に信頼することができない。そのため、社会的信頼を受けるに足る証明水準を具備する監査が常に実施されることを制度的に担保することが必要となる。

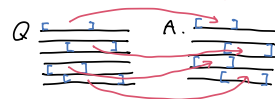
また、監査人が負担する責任の限界が明らかにされない場合、監査人は、従来に遡る重なる責任を追及されるおそれがあり、財務諸表監査は制度的に安定しないこととなる。そのため、監査人の責任の妥当な限界を明らかにすることが必要となる。

つまり、監査の証明水準を担保するとともに監査人の責任範囲を明らかにして監査の社会的信頼性を維持し高め、もって監査制度を確立し、円滑な運営を図るために、監査関係者の利害を妥当に調整して監査基準を設定することが必要となるのである。

Point ～監査基準の必要性～

- ① 人的信頼関係がなく、能力・経験も異なる監査人の監査を信頼することは困難
- 監査の証明水準を制度的に担保することが必要
- ② 監査人の責任の限界が不明瞭な場合、過重な責任追及のおそれにより制度が安定しない
- 監査人の責任範囲を明確化することが必要
- ∴ 監査基準が必要

答練後は
模範解答について
問と答との対応分析。



財務理論 論文式確認問題の活用例

最初は
「どんなページだったか？」
程度でOK.

論文式確認問題を見て、処理の内容・理屈を少し思い浮かべる。

ex.〇〇について、原則処理・容認処理を明らかにしなさい。



テキスト本文へ飛ぶ。テキスト余白に論点名の見出しを入れる。**理屈部分について、消せるペンなどで強調する。**

テキストの見出しに足りる時は不要。

※理屈部分の目印

「～であるため、」「～であることから、」「～。そのため、」「～と考え、」「～と捉え、」

理屈の分解

理屈部分を句読点などの箇所では**構成要素に分割**し、①②③などナンバリングする。

分解した理屈部分の構成要素の数字をヒントとして書く。

それぞれのパーツが理解できているか、ざっくり言い換えを試す。

イメージができるか？
誰かに説明できるか？

復習時該当ページを開いた際に、余白にあるヒントをきっかけとして、内容を思い浮かべる。

テキスト

『企業会計原則』は、論点の際には、厚紙可能(紙の厚みで)に印刷、書き、基準、後発事件にあり理屈部分は参考できない

(2) 「企業会計原則」上の重要事項の注記「『企業会計原則』第三・一、四(三)A 基準、後発事件にあり理屈部分は参考できない

受取手形割引高又は譲渡譲渡高
保証債務等の偶発債務 (他) 貸金資産の取崩し
債務の担保に供している資産
発行済株式1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額
発行済株式の数を普通株、優先株等の種類別に注記

割引手形及び譲渡手形
受取手形譲渡高 ×××千円
受取手形普通譲渡高 ×××千円

(3) 重要な会計方針の開示「『企業会計原則』注1-2、「開示変更訂正基準」4、「財財」第8条の2) 会計方針とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続¹⁰⁰をい、重要な会計方針は注記しなければならない。その例としては次のものがある。

有価証券の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法 FIFO, LIFO
固定資産の減価償却の方法
繰延資産の処理方法
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
引当金の計上基準
収益及び費用の計上基準
ヘッジの方法
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

有利固定資産
建物(建物附属設備を除く)
定期債
建物以外の有利固定資産
定期債
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。

重要な会計方針の注記目的は、同一の会計事実に対して異なる会計方針が認められている場合には、いずれの会計方針を採用するかにより財務諸表の信頼性は異なることとから¹⁰⁰、財務諸表作成の前段又は基礎を注記することにより、財務諸表利用者の正しい理解を促進することにある¹⁰⁰。

なお、様々な注記事項がある場合には、まず重要な会計方針の注記を記録し(継続企業の前提に関する注記が記載されたものの基本となる重要な事項)、その他の注記事項を記載する。

(4) 重要な後発事件「『企業会計原則』注1-3、「財財」第8条の4、「同ガイドライン」8の4) F5 本表

後発事件とは、貸借対照表日後に発生した財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事項をい、重要な後発事件は注記しなければならない(開示後発事件)¹⁰⁰。その例としては次のものがある。

(第10) 従来、会計方針は表示方法を包括する概念と考えられてきたが、「開示変更訂正基準」では、コンパレーンズの観点から、会計方針と表示方法が別々に定義された。

(第11) 会計基準等の定めが明らかであり、当該会計基準等において代替的会計方針が認められている場合には、会計方針に関する注記を省略することとする。「開示変更訂正基準」4-40。

(第12) 会計処理の対象となる会計事項に関する会計基準等の定めが明らかでない場合、(特定の会計事項等)が適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合に、採用した会計方針を開示する。ex. (1) 繰上償却、(2) 繰上償却、(3) 繰上償却、(4) 繰上償却、(5) 繰上償却、(6) 繰上償却、(7) 繰上償却、(8) 繰上償却、(9) 繰上償却、(10) 繰上償却、(11) 繰上償却、(12) 繰上償却、(13) 繰上償却、(14) 繰上償却、(15) 繰上償却、(16) 繰上償却、(17) 繰上償却、(18) 繰上償却、(19) 繰上償却、(20) 繰上償却、(21) 繰上償却、(22) 繰上償却、(23) 繰上償却、(24) 繰上償却、(25) 繰上償却、(26) 繰上償却、(27) 繰上償却、(28) 繰上償却、(29) 繰上償却、(30) 繰上償却、(31) 繰上償却、(32) 繰上償却、(33) 繰上償却、(34) 繰上償却、(35) 繰上償却、(36) 繰上償却、(37) 繰上償却、(38) 繰上償却、(39) 繰上償却、(40) 繰上償却、(41) 繰上償却、(42) 繰上償却、(43) 繰上償却、(44) 繰上償却、(45) 繰上償却、(46) 繰上償却、(47) 繰上償却、(48) 繰上償却、(49) 繰上償却、(50) 繰上償却、(51) 繰上償却、(52) 繰上償却、(53) 繰上償却、(54) 繰上償却、(55) 繰上償却、(56) 繰上償却、(57) 繰上償却、(58) 繰上償却、(59) 繰上償却、(60) 繰上償却、(61) 繰上償却、(62) 繰上償却、(63) 繰上償却、(64) 繰上償却、(65) 繰上償却、(66) 繰上償却、(67) 繰上償却、(68) 繰上償却、(69) 繰上償却、(70) 繰上償却、(71) 繰上償却、(72) 繰上償却、(73) 繰上償却、(74) 繰上償却、(75) 繰上償却、(76) 繰上償却、(77) 繰上償却、(78) 繰上償却、(79) 繰上償却、(80) 繰上償却、(81) 繰上償却、(82) 繰上償却、(83) 繰上償却、(84) 繰上償却、(85) 繰上償却、(86) 繰上償却、(87) 繰上償却、(88) 繰上償却、(89) 繰上償却、(90) 繰上償却、(91) 繰上償却、(92) 繰上償却、(93) 繰上償却、(94) 繰上償却、(95) 繰上償却、(96) 繰上償却、(97) 繰上償却、(98) 繰上償却、(99) 繰上償却、(100) 繰上償却、(101) 繰上償却、(102) 繰上償却、(103) 繰上償却、(104) 繰上償却、(105) 繰上償却、(106) 繰上償却、(107) 繰上償却、(108) 繰上償却、(109) 繰上償却、(110) 繰上償却、(111) 繰上償却、(112) 繰上償却、(113) 繰上償却、(114) 繰上償却、(115) 繰上償却、(116) 繰上償却、(117) 繰上償却、(118) 繰上償却、(119) 繰上償却、(120) 繰上償却、(121) 繰上償却、(122) 繰上償却、(123) 繰上償却、(124) 繰上償却、(125) 繰上償却、(126) 繰上償却、(127) 繰上償却、(128) 繰上償却、(129) 繰上償却、(130) 繰上償却、(131) 繰上償却、(132) 繰上償却、(133) 繰上償却、(134) 繰上償却、(135) 繰上償却、(136) 繰上償却、(137) 繰上償却、(138) 繰上償却、(139) 繰上償却、(140) 繰上償却、(141) 繰上償却、(142) 繰上償却、(143) 繰上償却、(144) 繰上償却、(145) 繰上償却、(146) 繰上償却、(147) 繰上償却、(148) 繰上償却、(149) 繰上償却、(150) 繰上償却、(151) 繰上償却、(152) 繰上償却、(153) 繰上償却、(154) 繰上償却、(155) 繰上償却、(156) 繰上償却、(157) 繰上償却、(158) 繰上償却、(159) 繰上償却、(160) 繰上償却、(161) 繰上償却、(162) 繰上償却、(163) 繰上償却、(164) 繰上償却、(165) 繰上償却、(166) 繰上償却、(167) 繰上償却、(168) 繰上償却、(169) 繰上償却、(170) 繰上償却、(171) 繰上償却、(172) 繰上償却、(173) 繰上償却、(174) 繰上償却、(175) 繰上償却、(176) 繰上償却、(177) 繰上償却、(178) 繰上償却、(179) 繰上償却、(180) 繰上償却、(181) 繰上償却、(182) 繰上償却、(183) 繰上償却、(184) 繰上償却、(185) 繰上償却、(186) 繰上償却、(187) 繰上償却、(188) 繰上償却、(189) 繰上償却、(190) 繰上償却、(191) 繰上償却、(192) 繰上償却、(193) 繰上償却、(194) 繰上償却、(195) 繰上償却、(196) 繰上償却、(197) 繰上償却、(198) 繰上償却、(199) 繰上償却、(200) 繰上償却、(201) 繰上償却、(202) 繰上償却、(203) 繰上償却、(204) 繰上償却、(205) 繰上償却、(206) 繰上償却、(207) 繰上償却、(208) 繰上償却、(209) 繰上償却、(210) 繰上償却、(211) 繰上償却、(212) 繰上償却、(213) 繰上償却、(214) 繰上償却、(215) 繰上償却、(216) 繰上償却、(217) 繰上償却、(218) 繰上償却、(219) 繰上償却、(220) 繰上償却、(221) 繰上償却、(222) 繰上償却、(223) 繰上償却、(224) 繰上償却、(225) 繰上償却、(226) 繰上償却、(227) 繰上償却、(228) 繰上償却、(229) 繰上償却、(230) 繰上償却、(231) 繰上償却、(232) 繰上償却、(233) 繰上償却、(234) 繰上償却、(235) 繰上償却、(236) 繰上償却、(237) 繰上償却、(238) 繰上償却、(239) 繰上償却、(240) 繰上償却、(241) 繰上償却、(242) 繰上償却、(243) 繰上償却、(244) 繰上償却、(245) 繰上償却、(246) 繰上償却、(247) 繰上償却、(248) 繰上償却、(249) 繰上償却、(250) 繰上償却、(251) 繰上償却、(252) 繰上償却、(253) 繰上償却、(254) 繰上償却、(255) 繰上償却、(256) 繰上償却、(257) 繰上償却、(258) 繰上償却、(259) 繰上償却、(260) 繰上償却、(261) 繰上償却、(262) 繰上償却、(263) 繰上償却、(264) 繰上償却、(265) 繰上償却、(266) 繰上償却、(267) 繰上償却、(268) 繰上償却、(269) 繰上償却、(270) 繰上償却、(271) 繰上償却、(272) 繰上償却、(273) 繰上償却、(274) 繰上償却、(275) 繰上償却、(276) 繰上償却、(277) 繰上償却、(278) 繰上償却、(279) 繰上償却、(280) 繰上償却、(281) 繰上償却、(282) 繰上償却、(283) 繰上償却、(284) 繰上償却、(285) 繰上償却、(286) 繰上償却、(287) 繰上償却、(288) 繰上償却、(289) 繰上償却、(290) 繰上償却、(291) 繰上償却、(292) 繰上償却、(293) 繰上償却、(294) 繰上償却、(295) 繰上償却、(296) 繰上償却、(297) 繰上償却、(298) 繰上償却、(299) 繰上償却、(300) 繰上償却、(301) 繰上償却、(302) 繰上償却、(303) 繰上償却、(304) 繰上償却、(305) 繰上償却、(306) 繰上償却、(307) 繰上償却、(308) 繰上償却、(309) 繰上償却、(310) 繰上償却、(311) 繰上償却、(312) 繰上償却、(313) 繰上償却、(314) 繰上償却、(315) 繰上償却、(316) 繰上償却、(317) 繰上償却、(318) 繰上償却、(319) 繰上償却、(320) 繰上償却、(321) 繰上償却、(322) 繰上償却、(323) 繰上償却、(324) 繰上償却、(325) 繰上償却、(326) 繰上償却、(327) 繰上償却、(328) 繰上償却、(329) 繰上償却、(330) 繰上償却、(331) 繰上償却、(332) 繰上償却、(333) 繰上償却、(334) 繰上償却、(335) 繰上償却、(336) 繰上償却、(337) 繰上償却、(338) 繰上償却、(339) 繰上償却、(340) 繰上償却、(341) 繰上償却、(342) 繰上償却、(343) 繰上償却、(344) 繰上償却、(345) 繰上償却、(346) 繰上償却、(347) 繰上償却、(348) 繰上償却、(349) 繰上償却、(350) 繰上償却、(351) 繰上償却、(352) 繰上償却、(353) 繰上償却、(354) 繰上償却、(355) 繰上償却、(356) 繰上償却、(357) 繰上償却、(358) 繰上償却、(359) 繰上償却、(360) 繰上償却、(361) 繰上償却、(362) 繰上償却、(363) 繰上償却、(364) 繰上償却、(365) 繰上償却、(366) 繰上償却、(367) 繰上償却、(368) 繰上償却、(369) 繰上償却、(370) 繰上償却、(371) 繰上償却、(372) 繰上償却、(373) 繰上償却、(374) 繰上償却、(375) 繰上償却、(376) 繰上償却、(377) 繰上償却、(378) 繰上償却、(379) 繰上償却、(380) 繰上償却、(381) 繰上償却、(382) 繰上償却、(383) 繰上償却、(384) 繰上償却、(385) 繰上償却、(386) 繰上償却、(387) 繰上償却、(388) 繰上償却、(389) 繰上償却、(390) 繰上償却、(391) 繰上償却、(392) 繰上償却、(393) 繰上償却、(394) 繰上償却、(395) 繰上償却、(396) 繰上償却、(397) 繰上償却、(398) 繰上償却、(399) 繰上償却、(400) 繰上償却、(401) 繰上償却、(402) 繰上償却、(403) 繰上償却、(404) 繰上償却、(405) 繰上償却、(406) 繰上償却、(407) 繰上償却、(408) 繰上償却、(409) 繰上償却、(410) 繰上償却、(411) 繰上償却、(412) 繰上償却、(413) 繰上償却、(414) 繰上償却、(415) 繰上償却、(416) 繰上償却、(417) 繰上償却、(418) 繰上償却、(419) 繰上償却、(420) 繰上償却、(421) 繰上償却、(422) 繰上償却、(423) 繰上償却、(424) 繰上償却、(425) 繰上償却、(426) 繰上償却、(427) 繰上償却、(428) 繰上償却、(429) 繰上償却、(430) 繰上償却、(431) 繰上償却、(432) 繰上償却、(433) 繰上償却、(434) 繰上償却、(435) 繰上償却、(436) 繰上償却、(437) 繰上償却、(438) 繰上償却、(439) 繰上償却、(440) 繰上償却、(441) 繰上償却、(442) 繰上償却、(443) 繰上償却、(444) 繰上償却、(445) 繰上償却、(446) 繰上償却、(447) 繰上償却、(448) 繰上償却、(449) 繰上償却、(450) 繰上償却、(451) 繰上償却、(452) 繰上償却、(453) 繰上償却、(454) 繰上償却、(455) 繰上償却、(456) 繰上償却、(457) 繰上償却、(458) 繰上償却、(459) 繰上償却、(460) 繰上償却、(461) 繰上償却、(462) 繰上償却、(463) 繰上償却、(464) 繰上償却、(465) 繰上償却、(466) 繰上償却、(467) 繰上償却、(468) 繰上償却、(469) 繰上償却、(470) 繰上償却、(471) 繰上償却、(472) 繰上償却、(473) 繰上償却、(474) 繰上償却、(475) 繰上償却、(476) 繰上償却、(477) 繰上償却、(478) 繰上償却、(479) 繰上償却、(480) 繰上償却、(481) 繰上償却、(482) 繰上償却、(483) 繰上償却、(484) 繰上償却、(485) 繰上償却、(486) 繰上償却、(487) 繰上償却、(488) 繰上償却、(489) 繰上償却、(490) 繰上償却、(491) 繰上償却、(492) 繰上償却、(493) 繰上償却、(494) 繰上償却、(495) 繰上償却、(496) 繰上償却、(497) 繰上償却、(498) 繰上償却、(499) 繰上償却、(500) 繰上償却、(501) 繰上償却、(502) 繰上償却、(503) 繰上償却、(504) 繰上償却、(505) 繰上償却、(506) 繰上償却、(507) 繰上償却、(508) 繰上償却、(509) 繰上償却、(510) 繰上償却、(511) 繰上償却、(512) 繰上償却、(513) 繰上償却、(514) 繰上償却、(515) 繰上償却、(516) 繰上償却、(517) 繰上償却、(518) 繰上償却、(519) 繰上償却、(520) 繰上償却、(521) 繰上償却、(522) 繰上償却、(523) 繰上償却、(524) 繰上償却、(525) 繰上償却、(526) 繰上償却、(527) 繰上償却、(528) 繰上償却、(529) 繰上償却、(530) 繰上償却、(531) 繰上償却、(532) 繰上償却、(533) 繰上償却、(534) 繰上償却、(535) 繰上償却、(536) 繰上償却、(537) 繰上償却、(538) 繰上償却、(539) 繰上償却、(540) 繰上償却、(541) 繰上償却、(542) 繰上償却、(543) 繰上償却、(544) 繰上償却、(545) 繰上償却、(546) 繰上償却、(547) 繰上償却、(548) 繰上償却、(549) 繰上償却、(550) 繰上償却、(551) 繰上償却、(552) 繰上償却、(553) 繰上償却、(554) 繰上償却、(555) 繰上償却、(556) 繰上償却、(557) 繰上償却、(558) 繰上償却、(559) 繰上償却、(560) 繰上償却、(561) 繰上償却、(562) 繰上償却、(563) 繰上償却、(564) 繰上償却、(565) 繰上償却、(566) 繰上償却、(567) 繰上償却、(568) 繰上償却、(569) 繰上償却、(570) 繰上償却、(571) 繰上償却、(572) 繰上償却、(573) 繰上償却、(574) 繰上償却、(575) 繰上償却、(576) 繰上償却、(577) 繰上償却、(578) 繰上償却、(579) 繰上償却、(580) 繰上償却、(581) 繰上償却、(582) 繰上償却、(583) 繰上償却、(584) 繰上償却、(585) 繰上償却、(586) 繰上償却、(587) 繰上償却、(588) 繰上償却、(589) 繰上償却、(590) 繰上償却、(591) 繰上償却、(592) 繰上償却、(593) 繰上償却、(594) 繰上償却、(595) 繰上償却、(596) 繰上償却、(597) 繰上償却、(598) 繰上償却、(599) 繰上償却、(600) 繰上償却、(601) 繰上償却、(602) 繰上償却、(603) 繰上償却、(604) 繰上償却、(605) 繰上償却、(606) 繰上償却、(607) 繰上償却、(608) 繰上償却、(609) 繰上償却、(610) 繰上償却、(611) 繰上償却、(612) 繰上償却、(613) 繰上償却、(614) 繰上償却、(615) 繰上償却、(616) 繰上償却、(617) 繰上償却、(618) 繰上償却、(619) 繰上償却、(620) 繰上償却、(621) 繰上償却、(622) 繰上償却、(623) 繰上償却、(624) 繰上償却、(625) 繰上償却、(626) 繰上償却、(627) 繰上償却、(628) 繰上償却、(629) 繰上償却、(630) 繰上償却、(631) 繰上償却、(632) 繰上償却、(633) 繰上償却、(634) 繰上償却、(635) 繰上償却、(636) 繰上償却、(637) 繰上償却、(638) 繰上償却、(639) 繰上償却、(640) 繰上償却、(641) 繰上償却、(642) 繰上償却、(643) 繰上償却、(644) 繰上償却、(645) 繰上償却、(646) 繰上償却、(647) 繰上償却、(648) 繰上償却、(649) 繰上償却、(650) 繰上償却、(651) 繰上償却、(652) 繰上償却、(653) 繰上償却、(654) 繰上償却、(655) 繰上償却、(656) 繰上償却、(657) 繰上償却、(658) 繰上償却、(659) 繰上償却、(660) 繰上償却、(661) 繰上償却、(662) 繰上償却、(663) 繰上償却、(664) 繰上償却、(665) 繰上償却、(666) 繰上償却、(667) 繰上償却、(668) 繰上償却、(669) 繰上償却、(670) 繰上償却、(671) 繰上償却、(672) 繰上償却、(673) 繰上償却、(674) 繰上償却、(675) 繰上償却、(676) 繰上償却、(677) 繰上償却、(678) 繰上償却、(679) 繰上償却、(680) 繰上償却、(681) 繰上償却、(682) 繰上償却、(683) 繰上償却、(684) 繰上償却、(685) 繰上償却、(686) 繰上償却、(687) 繰上償却、(688) 繰上償却、(689) 繰上償却、(690) 繰上償却、(691) 繰上償却、(692) 繰上償却、(693) 繰上償却、(694) 繰上償却、(695) 繰上償却、(696) 繰上償却、(697) 繰上償却、(698) 繰上償却、(699) 繰上償却、(700) 繰上償却、(701) 繰上償却、(702) 繰上償却、(703) 繰上償却、(704) 繰上償却、(705) 繰上償却、(706) 繰上償却、(707) 繰上償却、(708) 繰上償却、(709) 繰上償却、(710) 繰上償却、(711) 繰上償却、(712) 繰上償却、(713) 繰上償却、(714) 繰上償却、(715) 繰上償却、(716) 繰上償却、(717) 繰上償却、(718) 繰上償却、(719) 繰上償却、(720) 繰上償却、(721) 繰上償却、(722) 繰上償却、(723) 繰上償却、(724) 繰上償却、(725) 繰上償却、(726) 繰上償却、(727) 繰上償却、(728) 繰上償却、(729) 繰上償却、(730) 繰上償却、(731) 繰上償却、(732) 繰上償却、(733) 繰上償却、(734) 繰上償却、(735) 繰上償却、(736) 繰上償却、(737) 繰上償却、(738) 繰上償却、(739) 繰上償却、(740) 繰上償却、(741) 繰上償却、(742) 繰上償却、(743) 繰上償却、(744) 繰上償却、(745) 繰上償却、(746) 繰上償却、(747) 繰上償却、(748) 繰上償却、(749) 繰上償却、(750) 繰上償却、(751) 繰上償却、(752) 繰上償却、(753) 繰上償却、(754) 繰上償却、(755) 繰上償却、(756) 繰上償却、(757) 繰上償却、(758) 繰上償却、(759) 繰上償却、(760) 繰上償却、(761) 繰上償却、(762) 繰上償却、(763) 繰上償却、(764) 繰上償却、(765) 繰上償却、(766) 繰上償却、(767) 繰上償却、(768) 繰上償却、(769) 繰上償却、(770) 繰上償却、(771) 繰上償却、(772) 繰上償却、(773) 繰上償却、(774) 繰上償却、(775) 繰上償却、(776) 繰上償却、(777) 繰上償却、(778) 繰上償却、(779) 繰上償却、(780) 繰上償却、(781) 繰上償却、(782) 繰上償却、(783) 繰上償却、(784) 繰上償却、(785) 繰上償却、(786) 繰上償却、(787) 繰上償却、(788) 繰上償却、(789) 繰上償却、(790) 繰上償却、(791) 繰上償却、(792) 繰上償却、(793) 繰上償却、(794) 繰上償却、(795) 繰上償却、(796) 繰上償却、(797) 繰上償却、(798) 繰上償却、(799) 繰上償却、(800) 繰上償却、(801) 繰上償却、(802) 繰上償却、(803) 繰上償却、(804) 繰上償却、(805) 繰上償却、(806) 繰上償却、(807) 繰上償却、(808) 繰上償却、(809) 繰上償却、(810) 繰上償却、(811) 繰上償却、(812) 繰上償却、(813) 繰上償却、(814) 繰上償却、(815) 繰上償却、(816) 繰上償却、(817) 繰上償却、(818) 繰上償却、(819) 繰上償却、(820) 繰上償却、(821) 繰上償却、(822) 繰上償却、(823) 繰上償却、(824) 繰上償却、(825) 繰上償却、(826) 繰上償却、(827) 繰上償却、(828) 繰上償却、(829) 繰上償却、(830) 繰上償却、(831) 繰上償却、(832) 繰上償却、(833) 繰上償却、(834) 繰上償却、(835) 繰上償却、(836) 繰上償却、(837) 繰上償却、(838) 繰上償却、(839) 繰上償却、(840) 繰上償却、(841) 繰上償却、(842) 繰上償却、(843) 繰上償却、(844) 繰上償却、(845) 繰上償却、(846) 繰上償却、(847) 繰上償却、(848) 繰上償却、(849) 繰上償却、(850) 繰上償却、(851) 繰上償却、(852) 繰上償却、(853) 繰上償却、(854) 繰上償却、(855) 繰上償却、(856) 繰上償却、(857) 繰上償却、(858) 繰上償却、(859) 繰上償却、(860) 繰上償却、(861) 繰上償却、(862) 繰上償却、(863) 繰上償却、(864) 繰上償却、(865) 繰上償却、(866) 繰上償却、(867) 繰上償却、(868) 繰上償却、(869) 繰上償却、(870) 繰上償却、(871) 繰上償却、(872) 繰上償却、(873) 繰上償却、(874) 繰上償却、(875) 繰上償却、(876) 繰上償却、(877) 繰上償却、(878) 繰上償却、(879) 繰上償却、(880) 繰上償却、(881) 繰上償却、(882) 繰上償却、(883) 繰上償却、(884) 繰上償却、(885) 繰上償却、(886) 繰上償却、(887) 繰上償却、(888) 繰上償却、(889) 繰上償却、(890) 繰上償却、(891) 繰上償却、(892) 繰上償却、(893) 繰上償却、(894) 繰上償却、(895) 繰上償却、(896) 繰上償却、(897) 繰上償却、(898) 繰上償却、(899) 繰上償却、(900) 繰上償却、(901) 繰上償却、(902) 繰上償却、(903) 繰上償却、(904) 繰上償却、(905) 繰上償却、(906) 繰上償却、(907) 繰上償却、(908) 繰上償却、(909) 繰上償却、(910) 繰上償却、(911) 繰上償却、(912) 繰上償却、(913) 繰上償却、(914) 繰上償却、(915) 繰上償却、(916) 繰上償却、(917) 繰上償却、(918) 繰上償却、(919) 繰上償却、(920) 繰上償却、(921) 繰上償却、(922) 繰上償却、(923) 繰上償却、(924) 繰上償却、(925) 繰上償却、(926) 繰上償却、(927) 繰上償却、(928) 繰上償却、(929) 繰上償却、(930) 繰上償却、(931) 繰上償却、(932) 繰上償却、(933) 繰上償却、(934) 繰上償却、(935) 繰上償却、(936) 繰上償却、(937) 繰上償却、(938) 繰上償却、(939) 繰上償却、(940) 繰上償却、(941) 繰上償却、(942) 繰上償却、(943) 繰上償却、(944) 繰上償却、(945) 繰上償却、(946) 繰上償却、(947) 繰上償却、(948) 繰上償却、(949) 繰上償却、(950) 繰上償却、(951) 繰上償却、(952) 繰上償却、(953) 繰上償却、(954) 繰上償却、(955) 繰上償却、(956) 繰上償却、(957) 繰上償却、(958) 繰上償却、(959) 繰上償却、(960) 繰上償却、(961) 繰上償却、(962) 繰上償却、(963) 繰上償却、(964) 繰上償却、(965) 繰上償却、(966) 繰上償却、(967) 繰上償却、(968) 繰上償却、(969) 繰上償却、(970) 繰上償却、(971) 繰上償却、(972) 繰上償却、(973) 繰上償却、(974) 繰上償却、(975) 繰上償却、(976) 繰上償却、(977) 繰上償却、

- 01. 「研究開発基準」が必要とされた理由を述べなさい (p. 98)。
- 02. 研究開発費の会計処理として、資産計上法や条件付資産計上法ではなく、費用処理法が採用されている理由を説明しなさい (p. 99)。

なぜ否定されるかを
意識してテキスト分析。

II. 研究開発費に係る会計処理

処理の結論

ピンクマーク

脚注の処理

1. 会計処理 (「研究開発意見書」三2, 「研究開発基準」三, 注2, 「研究開発指針」4) ☆☆☆

重要な投資情報である研究開発費については、企業間の比較可能性を担保することが必要であり、費用処理又は資産計上を任意とする会計処理は適当でない。

将来の収益獲得を目的とする研究開発費の会計処理方法としては、まず、将来獲得される収益と対応させるために、すべて資産計上する方法 (資産計上法) が考えられる。しかし、研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得が確実とはいえない。そのため、研究開発費をすべて資産計上した場合には、損失の繰延べとなるおそれがある。次に、一定の要件を満たす (将来の収益との対応が確実と思われる) 研究開発費について資産計上を強制する方法 (条件付資産計上法) も考えられるが、この方法による場合には資産計上の要件を定める必要がある。しかし、実務上客観的に判断可能な要件を規定することは困難であり、抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合には、企業間の比較可能性が損なわれるおそれがある。このような検討の結果、研究開発費は、すべて発生時に費用処理する (費用処理法) こととされた。 (※7) (※8) (※9)

① 資法
なぜ×か
②
③

① 条法
なぜ×か
②
③
④

④ 三法

もしも仮に02のまま出されたとしたら

テキストのピンクマークのキーワードをできるだけ使って説明

「そのため、本問のような扱いとされた」
又は

「そのため、資や条ではなく費が採用されて

① 骨組みの
② 個数を
③ 思い出して
④

まずは1つだけでも
(~3月末)

パーツごとに1つ以上
発生・進行

細かい文言まで
分析・納得して精査する

Q.財務理論テキストの読み込み方法がわかりません。

↓

A.

まず、理屈のうち**一言重要なフレーズ**（講義中のマーカーのうち、章扉wordにあるような重要概念など）を特定しましょう。

特に覚えるべき重要な論文論点については、文章が長ければ理屈を分解してナンバリングするなど分析しましょう（参考資料集参照）。

重要論点の分析・理解が済んだら、テキストは読むというよりも、以下のような**アウトプットを意識した使い方**をしましょう。

■テキスト目次を見て、テキストのページ構成や論点を思い浮かべる

（財理は**章扉word一覧**も活用）

■テキストを開いて文章を隠し（もしくは**遠目で小見出しだけ見る**）、パーツの個数ヒントを見ながら、パーツごとにそれぞれざっくりイメージして説明する

■自分の中から出てこなかったパーツ、思い出しにくいパーツを**強調**する。

※そのパーツが出てこないということは、おそらくまだ理解できておらず、論理展開に納得ができていない。暗記が優先になっており、このままだと答案に論理飛躍が起きるおそれあり。

■**記憶のトリガー**になりそうなキーワードを消せるペンなどで特に**強調**する。

■覚えにくいパーツについて質問などで**理解強化**する。

p.18

財務計算 論点チェックリスト活用例

※web school上部→「学習フォロー」→「教材」→「計算論点チェックリスト」pdf

テキスト①〔金融商品・外貨〕

財務会計論【計算】論点チェックリストⅠ

p.2

論点	内容	CHECK	POINT
手形取引 (続き)	営業外手形		本業以外の取引によって生じた手形は営業外手形として処理する。一年基準により長短分類する。
	手形貸付金・手形借入金		借用証書の代わりに手形を振り出すこともあるが、B/S表示は借用証書の借入金・貸付金と同様。通常は短期であるため、短期借入金・短期貸付金として表示する。
有価証券 (その1)	売買目的有価証券		流動資産に区分する。決算において時価評価を行い、評価差額は純額で営業外損益として処理する。
			売却損益、評価損益、受取配当金、有価証券利息を一括して「有価証券運用損益」として表示することもできる。
			評価差額の処理には切放方式(期首振戻がない)、洗替方式(期首振戻がある)がある。どちらの場合でも利益に与える影響は同じ。
	満期保有目的の債券		一年以内に満期の到来する債券は流動資産に区分する。それ以外は固定資産(投資その他の資産)に区分する。 <i>ト4-5 振替忘れた! 償還日チェックする。ー また忘れた! 14.12.31.</i>
			取得差額が金利調整と認められる場合には、償却原価法を適用する。
			償却原価法(利息法)はクーポン利息の計上と同時にを行う。償却原価法(定額法)は償還時を除き決算整理で行う。
			償却原価法(利息法)は、帳簿価額に実効利率を乗じ、クーポン利息を控除して償却額を算定する。
	子会社株式・関連会社株式		固定資産(投資その他の資産)に区分する。
			取得原価で評価する。
	その他有価証券		一年以内に満期の到来する債券は流動資産に区分する。それ以外は固定資産(投資その他の資産)に区分する。
			決算において時価評価を行う。評価差額は全部純資産直入法、部分純資産直入法を適用する。 洗替方式による。
			前期に評価損が生じている場合、期首振戻により、全部純資産直入法ではその他有価証券評価差額金は消えるが、部分純資産直入法では投資有価証券評価損益は残ることに注意。
			時価があり、かつ、取得差額が金利調整差額と認められる債券は、まず償却原価法を適用し、償却原価と時価との差額を評価差額として処理する。次期期首には評価差額のみを振り戻す。 <i>ト4-9 償却原価まで振戻してしまいた!</i>
取得			支払手数料は取得原価に含める。贈与された場合は時価を取得原価とし、受贈益を計上する。
売却			売却手数料は、支払手数料勘定とするか、売却損益に含める。

よくやるミスは、テキストだけでなく

論点チェックリストに書き込んでこまめに確認

偏差値 51.1 25.55/50

p.19

問題1	① まず、本件契約の効力について検討する。取締役会決議会社では重要な財産の処分及び譲渡が取締役会決議によることとされている(362条1項1号)。この点、「重要な」範囲が問題となるが、何の会社において判断すべきかが問題である。本件では、甲会社の株主総会の決議に相当するところから、重要な財産にあたると考えられる。よって、Aが「取締役会決議を経ることなく」単独で「本件契約」は、原則として無効となる。しかしながら、本件契約において、本件工場を譲り受けた第三者は善意であり、取締役会決議は甲会社に於ける内部的事実であることから、取引の安全の保護が優先されると考えられる。したがって、本件契約は有効であると解する。 ② 次に、甲会社において本件取引はどのように扱われるのか。Aが「勝手に」行ったことにより生じた本件利益を甲会社が負担することは、甲会社の株主の不利益から保護するという観点から争うことはできない。したがって、会社法423条1項に基づき、Aは本件契約に関する損害賠償責任を負うとされる。これを争うことが問題となる。そのために、423条1項が掲げる、1) 役員等が、2) 取締役会決議により、3) もたらされた損害と相当因果関係があること、という要件を具備する必要がある(423条1項)。1)については、Aは代表取締役であったため、要件を満たす。次に、2)については、本件契約は利益相反取引であり、Aが自ら全ての株式を保有する乙会社のために、甲会社の請求で取引していることから(356条1項2号)、善管注意・忠実義務違反(330条、355条)が認められるため、要件を満たす。3)については、時価を大幅に下回る価格で譲渡することは、明らかに甲会社に不利な結果を生ずるため、因果関係が認められる。以上により、Aは、甲会社にに対し、423条1項に基づき、本件契約によって生じた不利益について損害賠償責任を負うと解する。
問題2	Aの請求が認められるには、甲会社に於ける取締役の報酬決定方法に瑕疵があることを、当該取締役会決議の無効を主張する必要があり、甲会社に於ける取締役の報酬決定方法に瑕疵があることが問題となる。 この点、会社法上、取締役の報酬率は、定款に定めがない場合、原則として株主総会普通決議で決定することとされている(361条1項)。この趣旨は、報酬額を訂定して取締役会が決定し、お手上盛りにし、会社に不利な結果をもたらすおそれがあり、それを防止するためである。甲会社では、100%の報酬率を定め、その趣旨は、株主総会で「取締役の報酬率」の最高限度額が定まらなければならないことから、上記趣旨は守られていると解する。したがって、甲会社に於ける取締役の報酬の決定方法に瑕疵はないと考えられるため、Aはその無効を主張することはできず、Aの請求は認められないと解する。

令和元年論文式企業法

2324250801(8) K10-1

評点

テキストの理解.

1. 論点に気づけるか?

2. メイン条文を導けるか?

会社法の日次を活用。探しにくいものは本試験までには覚える(ex. 利益供与(20条)).

3. 適切に論理が組立てられるか?

と答練・問題集で構成の型を知り.

4. 要件の暗記.
(テキスト太枠内定義はカギ要素)

本試験までに規定定立も書けるように.

+ 超え
超え
超え

5→8月や初年度生の場合、3月末まではテキスト理解と

1. 論点に気づける

3. 組立てられるの練習として、

論答練はテキストを見ながら

でもOK. テキストを見たのに点が来ない

5月短答以降に

要件・規定定立暗記.

理解△で論ズレか。
組立て△・問に答えてない。
あてはめ
不十分

19650 偏差値 49.8

問題1	本件株式交換契約において、丁会社は株式交換完全親会社となしたが、丙会社の株主に対して交付する丁会社株式が、丁会社の純資産の50%以上を占めることとなる下回割合が定められている場合(796条2項)。加えて、本件株式交換契約に賛同する株主が、その旨を公告し通知した日から1週間以内に丁会社に通知した場合は、効力発生までに株主総会の承認決議を要しなくてもよい(796条3項)。反対株主による通知がないことも必要である。
問題2	株主による会社財産の閲覧請求は、所有権が分離された(348条1項)株式会社に於いて、株主に係る監督機能の一環として情報入手の手続きとして認められている。一方、公開会社又は金融機関が流動的であることから、その濫用防止のため、一定数以上の株主と株主総会にのみ認められている(433条1項)。本問は検討資料に基き、戊会社が「本件株主」の閲覧請求権を有しているから、さらに、その請求は認められるかが検討される。 まず、戊会社は2年前から丙会社の発行済株式数を有しており、433条1項にて要件とされる、発行済株式の100%の3以上、という要件を満たしている(433条1項)。よって、閲覧請求権を有する。その理由を明らかにしており、本問の状況からは、その目的が使用目的であることが不明であるため、丙会社から拒否事由を主張しないうちに認められると解する。 次に閲覧請求が「本件株主」でなければならぬかが問題となる。戊会社はその請求の理由として、本件株式交換契約に関する判断材料が必要と争っている。この点、株式交換契約の種類に依り、株式交換完全子会社となる丙会社は、承認を受けるまで株主総会の2週間前までの日付で当該契約に関する書面等を提出することとされている(798条2項1号)。これは、会社の組織変更という重大な意思決定に際し、情報を開示し株主に判断材料を与えているのである。株式交換完全子会社の株主は、その閲覧請求権を有すること(798条2項3号)。したがって、戊会社が「本件株式交換」の判断材料とするためなら、本件株主と争うことなく、本件株式交換契約に関する書面の閲覧とすればよい(はず)である。したがって、本件株主閲覧請求は正当ではなく、実質的に競争関係にある事業と争うという拒否事由を主張する(433条2項3号)ことが可能となり、丙会社は当該請求を拒否することができると考えられる。

令和元年論文式企業法

2324250801(9) K10-3

評点

企業法 論文問題集の使用例

テキストで理解。
特に本件。
問題の所在・論証例

1回目 見出し埋め込

答案構成の流れを解答例右余白に転記*型を知る

2回目 色分け

全て1問
10-15分以内。
5分間時間
取り組む

*最初から暗記しようとする
条文を引用に書くパート、暗記に書くパートを分ける
*条文をがんがん頼る

3回目 テキストとの対比

条文番号は120条利益供与
論証例のうち、問題集に入っていないものに注意。コピー

4回目 逆

解答例右の見出しを見て、左の解答例の流れが組み立てられようか？試す。接続詞だけ覚える必要あり。

5回目 暗記

論証例のうち、特にあてはめに必要な要件はまず覚える。
規範定立、本件内趣旨・条文に載っていない定義

事例問題なら、
まずは
機関設計
に応じて
原則論を
条文引用

<論> ② 色分け
しかし本件では、——、そこで、
かが問題となる。
この点、——、
ただし、——。
本問では、①
②

① 見出し埋め込
↓
事例分析
問題の所在
規範定立
あてはめ
①
②

問題集は、
問いへの答え方。
答案作成上の
マナーを知るため
に使う。ex. 最初は原則+条文
テキストで理解。

18
指名委員会等設置会社ではない取締役会設置会社である甲株式会社は、取締役会決議をもって株主総会の招集を決定したが、この取締役会の株主総会の招集の効力（論点）について理解しているが、招集通知を受けなかった取締役はこの取締役会を欠席して、その後、代表取締役がこの取締役会決議に基づいて株主総会を招集し、ある決議を成立させた場合、当該株主総会がなされた決議の効力はどうなるか。
また、この取締役会決議に基づいて株主総会を招集したが、平取締役だったらどうか。

【出題意図】

- 一部取締役への招集通知の欠陥がある場合の取締役会決議の効力（論点）を理解しているか。
- 取締役会決議を欠く代表取締役の株主総会の招集の効力（論点）について理解しているか。
- ①代表取締役が有効な取締役会決議に基づかないで株主総会を招集して決議がなされた場合の当該決議の効力、②平取締役が有効な取締役会決議に基づかないで株主総会を招集して決議がなされた場合の当該決議の効力について、①が株主総会決議取消しの訴えの対象となり、②が株主総会決議不存確認の訴えの対象となること（通説）を理解しているか。

【答案構成】

一部取締役への招集通知の欠陥がある場合の取締役会決議の効力（論点）
あてはめ
取締役会決議を欠く代表取締役の株主総会の招集の効力（論点）
事例分析・論点の指摘（問題の所在と問題提起） 規範定立（自説の結論と理由） あてはめ
無効な取締役会決議に基づいた株主総会の招集と当該総会での決議の効力
招集権者でない平取締役が招集した場合

<案例の
答案構成の例>
p.27 298④
149 P.1
大問1の
構成5分
75分まで
p.27 298④
149 P.1
大問1の
構成5分
75分まで
p.27 298④
149 P.1
大問1の
構成5分
75分まで

【解答例】

- 取締役会決議会社における株主総会の招集は、取締役会決議で決定しなればならない（838条4項）。しかし、本問では「取締役会の開催に際して一部の取締役に対する招集通知漏れがあり、この取締役は取締役会を欠席して、この点、」とある。取締役会の招集通知は取締役全員に発する必要がある（838条1項）。そこで、本問の取締役会決議の効力（問題となる）として無効であると解する。ただし、招集通知を欠いた取締役が取締役会に出席しても決議の結果に影響を及ぼさない特段の事情がある（当該取締役が目的取締役である等）には、831条4項の取消を要する（831条4項）。例外的に有効であると解する。なぜなら、このような場合にまで無効とするのは、あまりにも形式的であり、法的取引性を害するものである。本問では、欠席した取締役が目的取締役である等の特段の事情は認められないから、当該取締役会決議は無効である。
- しかし、無効な取締役会決議に基づいて、代表取締役Aは株主総会を招集している。そこで、有効な取締役会の決議を経ずに代表取締役が行った株主総会の招集の効力（問題となる）。この点、取締役会決議を欠く代表取締役の行為の効力は、無効なことでは守られる会社の利益と信頼した第三者の取引の安全を比較衡量して決すべきと解する。そうすると、株主総会の招集行為は、会社の内部の行為にすぎず、会社の利益だけを考慮すればよいから、無効と解する。
- 本問の株主総会における当該決議の効力（問題となる）は、有効な取締役会決議を経た点で招集手続に合法違反がある。したがって、当該決議は株主総会決議取消しの訴え（831条）の対象となる。よって、一定の提訴権者が当該決議の日から3か月以内（この訴えを提起することにより、当該決議を取り消すことができる。認容判決が確定すれば、当該決議は溯及的に無効となり、対世効が認められる（838条））。これに対して、平取締役が株主総会を招集した場合は、有効な取締役会決議を経ないという瑕疵は、招集権者による招集でないという瑕疵が加わる。これは、その瑕疵の主張を提訴期間等の面において制限される場合と考える。したがって、当該決議は株主総会決議不存確認の訴え（830条1項）の対象になると解する。

よって、この場合は、誰でも、いつでも、どんな方法によってもこれを主張できるが、必要があれば830条1項の訴えを提起できる。当該訴えを提起して認容判決が確定すれば、対世効が認められる（838条）。適法性は阻害されない（839条参照）。

1回目

できるだけ
シンプルに

見出し
転記

1問

10-15分
以内

問題集で
理解しようと
すると。
1問30分
以上かかって
しまう。

平取締役が招集した場合

詳しくは
企業法の
模範先生へ。

< 租税 理論 要約条文への一元化例 > ^{p.21}

p.10

第二目 資産の評価損

33条 (資産の評価損の損金不算入等)

- (1) 資産の評価損は、原則損金不算入 直3
- (2) 災害による著しい損傷等、特別事由が生じた場合には損金算入 (損金経理)
- ※ 固定資産の減損損失は、原則損金不算入 (特別事由に該当する場合は除く)

答練・テキスト例題での
出題箇所・出題回もメモ

第三目 役員の給与等

34条 (役員給与の損金不算入)

- (1) ①定期同額 ②事前確定届出 (株式, 新株予約権, 特定譲渡制限付株式含む) ③業績連動に該当しないものは損金不算入 (業績連動に該当しない退職給与, 使用人兼務役員除く) 直1 理補1
- (2) 不相当に高額な部分は損金不算入 テキQ19
- (3) 事実を仮装隠ぺいして支給したものは損金不算入 応1
- (4) 給与には、債務免除その他経済的利益を含む 応1 商品の低額譲渡
- (5) 業績連動給与の定義

直1 ● (6) 使用人兼務役員の定義

36条 (過大な使用人給与の損金不算入)

* 素点ゼロは得点比率も

ゼロとして換算される。

ex.

2021 企業才2問 素点 得点比率
0.5点 → 9.05/50 (偏差値18)
0点 → 0

下本文や、音読で初めて出て来た用語も一元化 毎日5~15分

【論文直前期】偏差値が凹む原因例と防止策①

p.23

理論・計算共通

原因例	防止策
模試で苦手科目がE判定だったため、最後の3週間は得意科目は控えて苦手科目に注力した。本試験では苦手科目は科目合格近くまで伸びたが、メンテナンス不足により得意科目が想像以上に大きく足を引っ張った。	直前期は特に科目間のバランスを意識する。 得意科目のメンテナンス・暗記固めを徹底する。
他の科目を伸ばすために管理会計・財務会計はアクセスだけを回しており、テキストを見ていなかった。本試験では手薄な論点が出て簡単な箇所が芽づる式に取れなかった。他の科目は科目合格に近いが会計学が40後半となり足を引っ張った。	アクセスに出ていない論点もメンテナンス。アクセスなどを実際解くのと併せて、管理はテキストを精読、財務もテキスト例題や論点チェックリストパラ見などを行っておく（その他に、アクセス等を実際に解くメンテナンスも行う）。
答練の成績はよく、消化不良の教材は無かった。直前期のメンテナンス・科目間のバランスも問題なかったが、本試験では大問ごとの時間配分の偏りや、問題文の読み飛ばし・端数処理ミスなどにより、大きく偏差値が低い大問をいくつか作った。	特定の問題で稼ぐことよりも、大問ごとに平均を死守すること、時間配分を最優先と考えて解く。 事前に凡ミスの対策を決めておく。模試を本試験と思ってピーク合わせをする。 アウエー校舎で受験する。

計算科目

原因例	防止策
租税はトレーニングを回転しており、アクセス・答練は受けていない又はあまり使っていなかった。本試験では、資料が複数ページにまたがっており、どこから手を付けていいかわからなかった。	基本的に直前期はトレーニングは使わない。アクセス・基礎答練を繰り返し解き（5→8生はテキストを横に置いて）、資料の読み取りに慣れる。応用・直前答練・模試は時間配分・資料読み取りの練習として1度使うなど。
租税について、アクセス・基礎答練は繰り返し解いていたが、応用答練以降の計算は解いたことがなかった。本試験では資料が膨大で難しい論点が多く、解けるはずの簡単な論点が探せなかった。	模試や直前答練などで、膨大な資料から簡単な箇所を拾う練習を数回は行う。
経営学の戦略論・組織論について、単語暗記よりも定義暗記を優先した結果、回転期間が長くなり、単語の穴埋め問題を数力所空欄にした。	単語穴埋め問題対策を最優先とする。 定義は理解はしておいて、自分なりの表現で部分点を取れるように（できればキーワードを一つ入れる）。
経営学計算について、問題集レベル1を頭から順に一問ずつ解いており、論点を1周するのに10日以上掛けていた。本試験時に覚えていない公式があった。	直前期は、6日以内などで論点を1周。 章末問題でもよいので、毎日2～3章触れる。章末問題でストレスを感じなければ、問題集レベル1を使って、4問ほど飛ばしつつ4・5問ずつ×1日2章 合計0.5～1時間など。

【論文直前期】偏差値が凹む原因例と防止策②

p.24

理論科目

原因例	防止策
監査論は、答練を完璧に書けるようにして、市販の問題集を回転して暗記をしていた。また、最後1ヶ月はテキストを見ていなかった。本試験では論点ズレした。	問題ベースで学習していた結果、答練や問題集の解答を覚えてしまって論点ズレした可能性が高い。 テキストで理解。手続の流れや基礎知識 の抜け防止のため、 テキストの目次を見て「流れ・内容がざっくり思い浮かべられるか？」 確認。
監査論について、実施論等は監基報で探せばよいと考え、テキストは見ず、論文問題集の暗記のみ行っていた。本試験では必要な手続が思い浮かばず、監基報で探しているうちに15分経ち、時間が足りなくなった。	テキストで流れや論点を確認しておく。 監基報200、315、330、500 は込み入っているため、要求事項を軽く見ておく。
企業法は何をやってよいかわからず放置していた（もしくは、問題集の解答暗記をしていた）。他の科目は合格ラインを超えていたが、企業だけ足を引っ張り、本試験では総合偏差値が1ポイント足りなかった。	すぐに企業法の講師に相談。テキストで理解。 問題の読み取り・典型論点の規範定立・要件や解答の組み立て方・あてはめ方をおさえる。 何も書けない論点がないように広く浅く。
企業法や財務理論などについて、特定の論点・章にヤマを張り、対策が極端に手薄な章があった。本試験では空欄を作ってしまった。	広く浅く満遍なく対策をした上で、重要な論点について厚くする。 財務理論は、テキストで短答論点も軽く1度は目には入れておく （cf.2020年取替資産、2019年 圧縮記帳 繰延収益処理など） 監査論の事例問題では、財務理論における認識・測定・注記規定等の知識も使う。
テキストの暗記はある程度仕上がったと考えたため、直前3週間はテキストをあまり見ず、答練・過去問を繰り返し問いて解答を完璧に書けるようにしていた。本試験では、何を問われているか思い浮かばず、類似問題の解答を書いて論点ズレした。	直前期に問題ベースで学習していた結果、答練の解答を覚えてしまって論点ズレした可能性が高い。最後2週間もテキストを大事に。

【論文本試験解答時】偏差値が凹む原因例と防止策①

p.25

理論・計算共通

原因例	防止策
大問ごとの時間配分が偏った。前半の問題に若干多めに時間を掛けてしまい、明らかに時間が足りない大問・小問が生じてしまった。 ex.管理の第2問問題2が残り20分、財務会計第5問が残り45分	会計学午前（管理会計）は25分×4問、会計学午後（財務会計）は第3問52~55分、第4問55~65分、第5問55分などが目安。「30分」「1時間」と考えると大幅に超えて可能性があるし、 「25分」「55分」など厳しめに設定する。 ※管理会計について、大問ごとに確実に平均を取るために、1-1→2-1→1-2→2-2など交互に解くのも◎。 ※租税…理論40-45分、所得消費合計35-40分、法人税38-45分など
解答用紙・解答欄を間違えた。途中で気づき全て書き直したが、焦ってしまいその後問題文が読めなくなった。	書き始める前に問題番号を指差し確認。もし間違えたら、直したあと水を飲んだり仕切り直し、残りの問題に対してコンパクトな解答を作成していく(大幅に書き直しても、諦めず取り組んだ結果合格する方が毎年いらっしゃいます)。
時間配分・資料の読み取りの際のマーカー書き込みなど、焦りから普段と違う解き方をした。	試験開始直後、問題用紙の表紙に「マーカー」など一言大きく注意書き。トイレに行ってクールダウンする。

計算科目

原因例	防止策
①下書きを省略し過ぎた。	講師の下書きを参考に過不足なく書く。月割計算がある論点は特に注意。
②資料を読み飛ばした。	マーカーや色ペンを使いながら読む(問題用紙には使用可能)。✓マークを資料左側に付す。
③自分の下書きを読み間違えた。	数字ははっきり書く。自習時からB5などに下書きを大きく書く。
④電卓を打ち間違えた。	打つスピードを緩める(処理を思い出すスピードを速くする)。ブラインドタッチはしない。
⑤電卓や資料から転記ミス。	転記時に、ペンで指差し確認。電卓は体の近くで打つ。
⑥電卓を使わず暗算してミス。	極力暗算はしない。月割は指折り数えるなど。
⑦年度・決算日、税率、単位・四捨五入、償還日・事業供用日の指示をチェックし忘れた。	マーカーや色ペンを使いながら読む(問題用紙には使用可能)。事前に計算論点チェックリスト(webschool→「教材」)や、ミスを振り返る。
⑧指示をチェックしたが解いているうちに忘れた。	解答中の自分の目の動きを振り返り、目に入る場所に書く。解答記入直前に、一旦問題用紙・下書き全体を俯瞰。
⑨解答用紙に単位を誤って記入した。	解答用紙の枠内に予め記入しておく(枠外に書くと0点となる可能性あり)。

【論文本試験解答時】偏差値が凹む原因例と防止策②

p. 26

理論科目

原因例	防止策
問題文柱書や、指示・前提を読み飛ばした。	マーカーを引きながら読む。 「～の観点から、」「～に照らして」「～の観点から」「～を踏まえて」「～と比較しながら」などの指示に注意。従わない場合、点数が大きく下がる（従っていれば部分点が取れる）。
答練と同じ問題だと思い一気に書いたところ、論点ズレしていた。	「答練が当たった！」と思った時ほど、要注意。 論点を早合点しない。問題文を慎重に読み取り、問われていることを見定めてから、素直に答える。
解答行数が大幅に余ったため関連論点を書いたところ、減点された。	解答行数が余ったとしても、余事記載で埋めない（問われていないことまで記述しない）。 問いに対して、素直に丁寧に「過」不足なく答える。
難しい問題に時間を掛けた。	応用的な問題は、時計を見てから解き始める。
後で解こうと一旦飛ばしたが戻ってこれず、空欄のままにした。	できるだけ空欄は作らない。1・2行書く。後で戻ってくる余裕はないため、飛ばさずに短時間（2～4分など）で対処するなど。テキストの関連章を思い浮かべる。問題文の「～の観点から、」「～に照らして」「～の観点から」「～を踏まえて」「～と比較しながら」などの誘導に従い、0.5～1行ほどの理屈を1・2分考えたら、「～については（問題文の引用）、～であるため、本問のように扱う」（問題文の結論部分を簡略化して解答）などコンパクトに解答。時間は掛けすぎない。明らかな誤りでなければ部分点が獲得できる。解答行数が余っても気にしないこと。
応用的な問題で、定義は書いたがあてはめなかった。	定義を書いたら、自分なりにあてはめをして問いに答える。
監査論…監基報に何かヒントはないかと探しているうちに15分経ち、時間がなくなった。	テキスト該当章・ページを思い浮かべる。ゴールとなる書きたい手続をざっくり思い浮かべて当たりを付けた後、細かい表現を参考にする目的で、監基報を開く。
企業法…小問ごとに答案構成したため内容の重複・論点ズレが起きて書き直した。第2問が残り50分となり、問題文が冷静に読めなくなった。	企業法の答案構成は、大問ごとにまとめて15～20分以内に行う。

論文直前期 7月～の配分例

p.27

※あくまで、直前期の例です。3月末頃までは、2・3日で全科目じっくり取り組む進め方でも大丈夫です（財表と租税は毎日が目安、計算も苦手なら毎日など）。

専念生の場合

監査論

■毎日5～15分×朝晩2回など【暗記は毎日少しずつ進める】

- ・監査論 論文対策問題集（理解はテキストで）
- ・テキストの全体の中でどこの話か？を意識。

■週に2・3回 1～2時間ほどなど

- ・監査論テキスト 流れ・論点検（見出しを見て論文論点が思い浮かぶか？）
- ・答練は、問いと答えの対応を分析。

各科目
目次学習
活用

租税法

毎日1.5時間～苦手なら3時間ほどずつなど

- 計算 アクセス・答練とテキスト確認など（法人1時間、所得30分、消費10-15分など）
- 遅くとも全国模試2から、租税理論の答練解き直し15分・要約条文通読15分

管理会計

- 管理理論問題集…理解した上で、目次からすらすら再現できるように。朝晩5分想起など。
テキストで計算処理と繋げて理解。
- 週に2・3回など、論文アクセス・答練の復習。管理のテキスト通読。
※計算に苦手意識が強い方は、毎日確保。

財務計算

- 毎日5～15分 財務計算のテキスト1冊又は論点チェックリスト パラパラ確認
- 週に3回 1～2時間など 未消化の財務・管理の答練受験、これまでのアクセス・答練復習

財務理論

- テキスト理屈部分 想起・再現しにくい箇所に付箋貼り
20-30分×4～6セット じっくり10～20ページ、ざっくり25～50ページなど

企業法

- 企業法の問題集・答練の答案構成のみ作成/または答案構成の分析 4問～6問
- テキスト確認 ★理解はテキストで。

経営学

- 計算 一日2章、問題集【レベル1】を3・4問ずつピックアップして解く。
★理解はテキスト・質問で補強。毎日30分～たまに1.5時間など
毎日広く浅くこまめに公式に触れる。公式を1週間で1周。問題集は2・3週間で1周。
わからない箇所は悩み過ぎず、付箋を貼って質問。
- 戦略・組織論 毎日5～15分×朝晩2回 【暗記は毎日少しずつ進める】
経営理論要点まとめ キーワード暗記（講義受講後すぐに開始）
テキスト本文/脚注・答練問題文/解説からも要点まとめへ一元化。
流れがわからない時はテキスト本文で理解。

社会人受験生の場合 論文直前期配分例

p.8

※あくまで、直前期の例です。3月末頃までは、2・3日で全科目じっくり取り組む進め方でも大丈夫です（財表と租税は毎日が目安、計算も苦手なら毎日など）。

監査論

- 毎日5～15分×朝晩2回など【暗記は毎日少しずつ進める】
 - ・監査論 論文対策問題集（理解はテキストで）
 - ・テキストの全体の中でどこの話か？を意識。
- 週に2回 1時間ほどなど
 - ・監査論テキスト 流れ・論点点検（見出しを見て論文論点が思い浮かぶか？）
 - ・答練は、問いと答えの対応を分析。

各科目
日々学習
活用

租税法

- 毎日1～1.5時間ほどずつなど
- 計算 アクセス・答練とテキスト確認など（法人30分-1時間、所得15-30分、消費5-10分など）
- 遅くとも全国模試2から、租税理論の答練解き直し15分・要約条文毎日通読5分（ゴシック中心）

管理会計

- 管理理論問題集…理解した上で、目次からすらすら再現できるように。朝晩5分想起など。
テキストで計算処理と繋げて理解。
- 週に2・3回など、論文アクセス・答練の復習（一部）。管理のテキスト通読。
※計算に苦手意識が強い方は、毎日20分ほど確保。

財務計算

- 毎日5～15分 財務計算のテキスト1冊又は論点チェックリスト パラパラ確認
- 週に3回 0.5～1.5時間など 未消化の財務・管理の答練受験
これまでのアクセス・答練復習（一部）

財務理論

- テキスト理屈部分 想起・再現しにくい箇所に付箋貼り
15-30分×3～6セット じっくり10～20ページ、ざっくり25～50ページなど

企業法

- 企業法の問題集・答練の答案構成のみ作成/または答案構成の分析 3問～4問
- テキスト確認 ★理解はテキストで。

経営学

- 計算 一日2章、問題集【レベル1】を3・4問ずつピックアップして解く。
- ★理解はテキスト・質問で補強。毎日30分～たまに1時間など
毎日広く浅くこまめに公式に触れる。公式を1週間で1周。問題集は3週間で1周。
わからない箇所は悩み過ぎず、付箋を貼って質問。
- 戦略・組織論 毎日5～10分×朝晩2回 【暗記は毎日少しずつ進める】
経営理論要点まとめ キーワード暗記（講義受講後すぐに開始）
テキスト本文/脚注・答練問題文/解説からも要点まとめへ一元化。
流れがわからない時はテキスト本文で理解。

法令基準集を用いる問題の出題例(2020、2021年本試験でも出題)

2019年第5問 分離元企業の会計処理 (関連会社に事業分離 対価株式)

※「□」内は解答に引用する

M建文

p.29

【問】

X2年度期末において、〔資料Ⅱ〕3. の取引についてZ社が行うべき個別財務諸表および連結財務諸表における会計処理を、現行基準に基づいて説明しなさい。

【解答例】

本問の取引において、Z社は、事業投資である関連会社A社への影響力の行使を通じて、移転したZ1事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられる。そのため、Z社は、個別財務諸表上、Z1事業に関する投資が継続しているとみなして、移転損益は認識せず、受け取ったA社株式の取得原価は移転したZ1事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。
そして、連結財務諸表上は、関連会社A社に対して持分法を適用し、A社に対して投資したとみなされる額とA社に係るZ社の持分の増加額との間に生じる差額をのれん又は負ののれんとして処理する。また、Z1事業が移転されたとみなされる額とZ1事業に係るZ社の持分の減少額との間に生じる差額は、持分変動差額として処理する。

処理部分の記述は基準集を参照可能

2018年第4問 売買目的有価証券、運用目的の金銭信託の処理

第5問 のれんの変動事由 (企業結合会計基準を参照との指示あり)

※……附記の負担を減らすに便利(取組む)。

2000年度までの基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

2000年度以降の基準設定主体

(1) 載っているもの (論文で暗記不要)

■見出し横に「～基準」と表示されている論点の、具体的な処理方法や適用要件

■各会計基準の前半部分 (項番号が小さいもの) は載っている (後半の理屈部分は載っていない)。

ex.

引当金の4要件 (企業会計原則 注)

ファイナンス・リース取引の定義、ヘッジ会計の意義

金融資産の消滅の認識 支配の移転3要件

金利スワップの特例処理の適用要件

連結の範囲 支配力基準

分離元企業・被結合企業の株主の処理

キャッシュ・フロー計算書 資金の範囲

処理は基本的には載っている。

理屈部分も説明できるように意識。

(2) 載っていないもの (覚える必要がある)

■各会計基準の後半部分にある「結論の背景」という理屈部分 (項番号が大きいもの) は、論文式試験では参照できないように「xx-xxx項 略」などと表示され配付される。

■「～実務指針」「～適用指針」(脚注の細かい規定など)、「財務会計の概念フレームワーク」、「連続意見書」「論点整理」、企業会計審議会時代の基準「設定意見書」は載っていない。

ex. 研究開発費 発生時費用処理が。

(3) 自習時 (基本的には12月短答以降使用でOK)

■論文式確認問題の該当箇所について、定義や要件などの暗記が必要か迷ったら、見出し横に「～基準 注14」など書いてある場合には法令基準集を確認し、暗記の負担を減らす (基本的に、載っていない定義や要件については、覚えるように講義中指示がある)。

■法令基準集の目次 (左側から開く) に目を通し、テキスト各章との対応関係を把握。

(4) 論文答練・本試験時 処理が問われたら、理屈も書く。

■具体的な処理方法や判断基準、条文番号などが問われた時に、目次に基づき検索する。

■テキストの章ごとのページ構成と概ね一致(収益認識に関する会計基準以外)。定義等→処理→開示。

■やみくもに探して時間を費やさない。見つからない時は後回しにして他の問題・計算問題を取る。

法令基準集を用いる問題の出題例(2020、2021年本試験でも出題)

2019年第5問 分離元企業の会計処理 (関連会社に事業分離 対価株式)

【問】

X2年度期末において、〔資料Ⅱ〕3. の取引についてZ社が行うべき個別財務諸表および連結財務諸表における会計処理を、現行基準に基づいて説明しなさい。

【解答例】

本問の取引において、Z社は、事業投資である関連会社A社への影響力の行使を通じて、移転したZ1事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられる。そのため、Z社は、個別財務諸表上、Z1事業に関する投資が継続しているとみなして、移転損益は認識せず、受け取ったA社株式の取得原価は移転したZ1事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

そして、連結財務諸表上は、関連会社A社に対して持分法を適用し、A社に対して投資したとみなされる額とA社に係るZ社の持分の増加額との間に生じる差額をのれん又は負ののれんとして処理する。また、Z1事業が移転されたとみなされる額とZ1事業に係るZ社の持分の減少額との間に生じる差額は、持分変動差額として処理する。

2019年第5問で使用

事業分離に関する会計基準

受取対価が分離元企業の株式のみである場合の分離元企業の会計処理

17. 事業分離により分離元企業は分離元企業の株式を有していないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業 (親会社) は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離元企業の株式 (子会社株式) の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

(2) 連結財務諸表上、分離元企業 (親会社) の事業が移転されたこととみなされ、移転した事業に係る株主資本相当額 (親会社) の持分の減少額との間に生じる差額については、資本剰余金とする。

なお、分離元企業は、分離元企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーパス法を適用する。

18. 事業分離により分離元企業は分離元企業の株式を有しないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業 (親会社) は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離元企業の株式 (子会社株式) の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

(2) 連結財務諸表上、分離元企業 (親会社) の事業が移転されたこととみなされ、移転した事業に係る株主資本相当額 (親会社) の持分の減少額との間に生じる差額については、資本剰余金とする。

なお、分離元企業は、分離元企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーパス法を適用する。

19. 事業分離により分離元企業は分離元企業の株式を有しないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業 (親会社) は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離元企業の株式 (子会社株式) の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

(2) 連結財務諸表上、分離元企業 (親会社) の事業が移転されたこととみなされ、移転した事業に係る株主資本相当額 (親会社) の持分の減少額との間に生じる差額については、資本剰余金とする。

なお、分離元企業は、分離元企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーパス法を適用する。

事業分離に関する会計基準

加附 (追加取得対価) と、移転した事業に係る分離元企業 (親会社) の持分の減少額との間に生じる差額を、資本剰余金とする。

分離元企業が分離元企業の株式を有しない場合

20. 事業分離により分離元企業は分離元企業の株式を有していないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の子会社となる場合 (両社又は両企業の株式の取得は含まれない)、分離元企業は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離元企業の株式 (子会社株式) の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

(2) 連結財務諸表上、分離元企業 (親会社) の事業が移転されたこととみなされ、移転した事業に係る株主資本相当額 (親会社) の持分の減少額との間に生じる差額については、資本剰余金とする。

なお、分離元企業は、分離元企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーパス法を適用する。

21. 事業分離により分離元企業は分離元企業の株式を有しないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業 (親会社) は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離元企業の株式 (子会社株式) の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

(2) 連結財務諸表上、分離元企業 (親会社) の事業が移転されたこととみなされ、移転した事業に係る株主資本相当額 (親会社) の持分の減少額との間に生じる差額については、資本剰余金とする。

なお、分離元企業は、分離元企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーパス法を適用する。

22. 事業分離により分離元企業は分離元企業の株式を有しないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業 (親会社) は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離元企業の株式 (子会社株式) の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

(2) 連結財務諸表上、分離元企業 (親会社) の事業が移転されたこととみなされ、移転した事業に係る株主資本相当額 (親会社) の持分の減少額との間に生じる差額については、資本剰余金とする。

なお、分離元企業は、分離元企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーパス法を適用する。

23. 事業分離により分離元企業は分離元企業の株式を有しないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業 (親会社) は次の処理を行う。

I. 基準（基準改正）の必要性

リース取引とは、特定の物件の所有権たる貸手（レシーバー）が、当該物件の借手（レシーバー）に対し、合意された期間（リース期間）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引をいう。我が国においては、リース料に有形固定資産の保有に伴う税金や無償費用が含まれるため管理事務が煩雑になるというメリットを主な理由に、事務簡便のリース取引が事務系に多く行われている。

1. 「旧・リース基準」の必要性（リース基準 第2条 第1項）

「旧・リース基準」が公表される以前、リース取引は、その法的形態に依り、賃貸借取引として処理されていた。しかし、リース取引の多くは経済的実質に賃貸借取引と異なるものがある。このようなリース取引を賃貸借取引として会計処理することは、経済的実質を財務諸表に的確に反映するものとはいえず、利害関係者の意思決定を阻害するおそれがあった。そこで、平成5年6月に「旧・リース基準」が公表され、法的には賃貸借取引であるリース取引のうち、経済的実質に賃貸借取引と異なるリース取引と、リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理（表裏処理）が採用された。

2. 「リース基準」の必要性・改正の必要性（リース基準 第3条 第1項）

「旧・リース基準」では、ファイナンス・リース取引について通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理（表裏処理）が原則とされていたが、一方で、所有権移転型ファイナンス・リース取引については、法的に賃貸借取引と異なり、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理（表裏処理）が採用された。

③ 「旧・リース基準」におけるファイナンス・リース取引の会計処理		
	原則処理	例外処理
所有権移転型 ファイナンス・リース取引	通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理（表裏処理）	
所有権移転外 ファイナンス・リース取引	通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理（表裏処理）	通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理（賃貸借処理）

このような状況の中、所有権移転型ファイナンス・リース取引について、大半の企業が例外処理である表裏処理を採用していたことから、次のような問題意識が持たれるようになった。

- ① 会計上の情報提供の観点からは、ファイナンス・リース取引については、借手によって資産及び負債を認識する必要がある。特に、いわゆるレンタル方式の借手、使用の便にのみ拘泥して借手はリース料を支払う義務を負い、また、支払のリスクを負担されているため、借手は債務を法的に負っている。
- ② 本来、代替的な処理が認められるべきであった経済的実質に異なる会計処理を適用すること、事実上より正確に伝えられる場合である。例外処理である表裏処理が注記によって多岐にわたるため、会計処理の透明性を高める必要があり、早急に是正する必要がある。

III. ファイナンス・リース取引に係る会計処理（借手側）

1. 分類（リース基準 第10条 第1項）
ファイナンス・リース取引と判定されたものが次のいずれかに該当する場合は所有権移転型ファイナンス・リース取引（リース取引上の条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると思われるもの）に該当し、それ以外のファイナンス・リース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引以外のもの）に該当する。

- ① リース契約上、リース期間終了後はリース期間の中で、必ず所有物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引
- ② リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の中で、所有物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引
- ③ リース期間終了後、借手がリース物件の所有権を取得する権利を有するリース取引

2. 会計処理（リース基準 第9条 第1項）

リース取引は、リース期間終了後又はリース期間の中で、必ず所有物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引

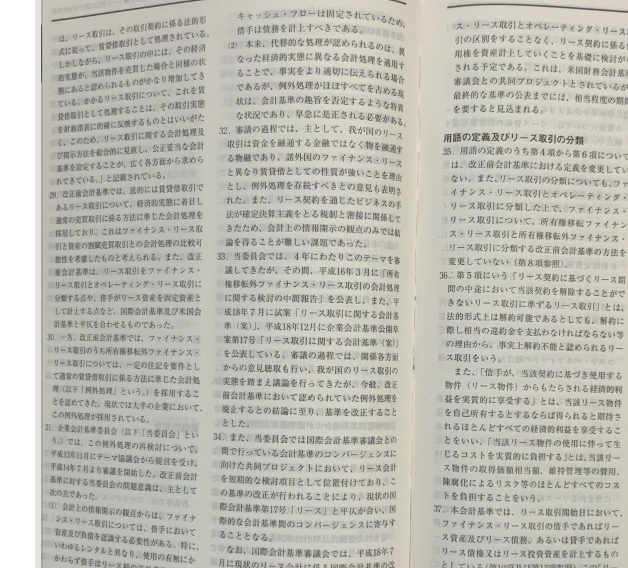
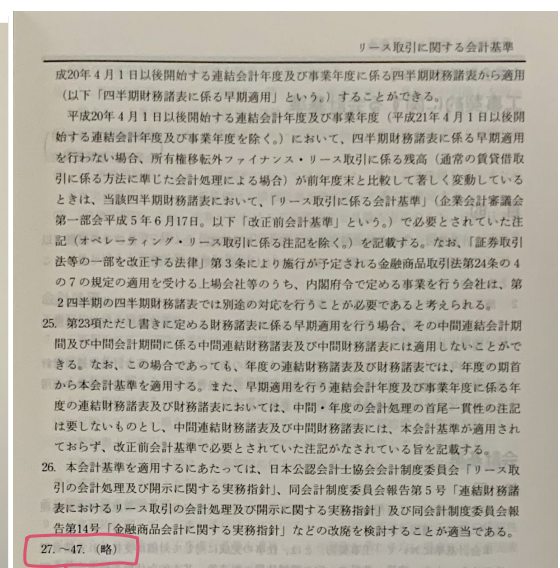
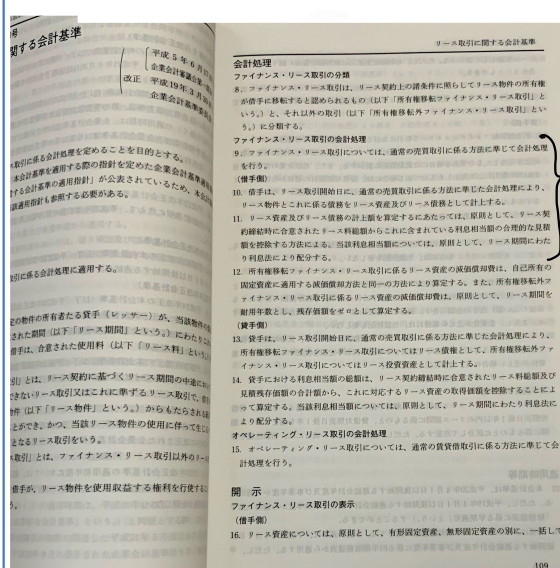
(1) リース資産及びリース債務の計上額の算定方法

一般に、リース料総額の中には、資産を現金払いで購入した場合の価額（見込現金購入価額）のほか、対価の支払いを延期することによる利息相当額が含まれていると考えられる。

支払リース料総額 = 見込現金購入価額 + 利息相当額

このため、リース資産及びリース債務の計上額の算定方法としては、リース料総額から利息相当額を控除する方法と利息相当額を控除しない方法がある。制度上の費用性評価の観点から、評価基準である取得原価主義によれば、資産は取得に要した支出額に基づき評価すべきであるため、利息相当額を控除しない方法によるべきとも考えられるが、「リース基準」では、次の理由から、利息相当額を控除する方法が原則とされている。

- (第9条) 土地については、経済的耐用年数は期間であるため、上記①又は②のいずれかに該当する場合を除き、通常のリース取引として処理しないこととする。土地については、上記①又は②のいずれかに該当する場合を除き、オペレーティング・リース取引として処理するものと規定される（「リース取引」10）。
- (第10条) ファイナンス・リース取引は、リース物件の所有権が借手に移転することと判定される（「リース取引」10）。
- (第11条) リース取引は、リース物件の所有権が借手に移転することと判定される（「リース取引」10）。



論文や試験 参考法令基準集

試験では 理屈部分は参考できないようにして 配布される (実際の会計基準後半「結論の背景」部分)

試験では 理屈部分は参考できないようにして 配布される 「結論の背景」

(重要な理屈はテキストに入れている)